第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

①自立支援、介護予防、重度化防止

②介護給付等費用の適正化

資料１－２

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容							R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組 事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪				実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
							指標項目（単位）	（R3）	（R4）	（R5）			
1	Ⅰ	（1）	1	①	高齢者の社会参加の促進を目的として、平成29年8月にセンターを開設したが、利用者数が伸び悩んでおり、利用者の増が課題となっている。 また、1人でも多くの方が積極的に社会参加できるよう、多彩な情報提供を行っていくことが求められる。	生涯現役応援センター	高齢者の就労や地域活動等の情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行う総合相談窓口を設置して社会参加を促進します。出張相談を積極的に展開し、利用者の増加に努めます。				マッチング件数（人）３０７件 ・出張相談の強化 令和4年度に引き続き、実施回数を拡充した。R3年度　36回　⇒　R4・5年度　各100回 ・活動先の開拓強化 高齢者に適した就労、ボランティア活動・地域活動先の開拓の強化に努めた。 ・ICTを活用した情報発信、相談体制の構築 ホームページにより新規利用者の獲得、関係企業からの求人依頼を受け付けた。またweb会議システム等を活用したオンライン相談に対応した。	◎	【課題】 目標を上回るマッチング件数を達成した。今後もマッチング数の増加のためには、一層の企業開拓の強化と相談しやすい運営が必要であり、以下の対応策を実施する。 【対応策】 ・出張相談 100回の出張相談を実施し一定の相談者を獲得できたが、更なる利用者獲得のためのSNSやLINEなどで広報を行う。 ・活動先の開拓強化 セミナー準備等に時間をとられ、十分に開拓強化ができなかった。高齢者の採用に積極的な企業に的を絞り開拓する。 ・ICTを活用した情報発信、相談体制の構築 ホームページによる新規利用者の獲得、関係企業からの求人依頼を受け付ける。 ホームページの周知のためSNSやLINEなどで広報を行っていく。
							マッチング件数（人）	189	208	228			
2	Ⅰ	（1）	2	①	地域の課題解決に向け、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材の育成が求められている。	ちばし地域づくり大学校	地域課題の解決力を強化するため、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材を養成します。				修了者数（人）５５人 地域福祉活動・ボランティア活動に参加する人材や、地域福祉活動・ボランティア活動の知識、技能、経験や幅広い視野を身につけ、地域での活動においてリーダーとして活躍できるような人材を養成することを目的として講座を実施した。 入門コース：定員２０人×１クラス＝２０人 基礎コース ： 定員２０人×２クラス＝４０人 ステップアップコース ： 定員３０人×１クラス＝３０人	○	【課題】 受講生アンケートでは高い評価を得ているものの、修了者数は、R2:76人、R3：68人、R4:61人と新型コロナウイルスによる受講者数の減に伴って減少している。R5は新型コロナウイルスが5類に移行したものの、修了者数はR5:55人と減少したままとなっている。 【対応策】 R5実施時に受講申込者が多かった新市庁舎会場の講座を増やすこととしたほか、SNSやLINEなどを使って広報を強化するなどし、コロナ前の水準以上に受講者数を増やしていく。
							修了者数（人）	72	72	72			
3	Ⅰ	（1）	3	①	高齢化の進展に伴い、高齢者に関する各種相談に応ずるとともに、介護予防と生きがいづくりとして高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動や世代間交流等の機会を提供する場が必要である。 また、ボランティア気運を醸成するため、受け入れ体制の整備等が必要となっている。	いきいきプラザ・いきいきセンター（老人福祉センター）の管理運営	健康で生きがいのある生活が送れるよう、生活相談や健康相談、介護予防訓練、各種講座や趣味などの活動支援事業を実施します。				延べ利用者数502,904人 いきいきプラザ運営　6か所 いきいきセンター運営　9か所 健康で生きがいのある生活が送れるよう、生活相談や健康相談、介護予防訓練、各種講座や趣味などの活動支援事業を実施した。 令和5年度から高齢者の生きがい等の向上のため高齢者eスポーツ普及事業を開始した。	○	【課題】 新型コロナウイルスの影響を受け、延べ利用者数は、R1:619,467人からR2:149,360人と減少したが、R3:295,722人、R4:402,698人、R5:502,904人と増加してきており、次のような取組みにより、コロナ前の水準以上に延べ利用者数を増やしていく。 【対応策】 コロナ禍で利用を見合わせた者が再度施設を利用するよう、市政だより、SNS、近隣自治会への回覧など積極的な広報を実施する。 また、R6から開始したeスポーツの出張業務（地域の町内会館や団地の集会室などに職員が機材を持ち込んで実施する。）などによりいきいきプラザ、センターと離れた地域の高齢者もサービスを利用できるようにしていく。
							延べ利用者数（人）	627,077	631,102	639,420			
4	Ⅰ	（1）	4	①	シルバー世代が長年にわたり培ってきた知識・技能・経験を活かし、生きがいの充実や地域貢献ができるよう、就業の場を提供するシルバー人材センターの運営を補助しているが、会員の高齢化等に伴い、会員数も減少傾向にある。 組織の活性化を促し、雇用開拓による新規会員の増強や介護・育児等の人手不足分野へのマッチング体制の強化が重要となっている。	シルバー人材センター	高齢者の就業機会創出のため雇用開拓をさらに進めるとともに、人手不足の介護分野の担い手となるべく訪問介護事業所（生活援助）を設立します。				就業延べ人員（人）188,767人 ホームページを活用した入会の促進 毎月の就業相談会の開催 出張相談等によるアウトリーチの強化 女性会員の活躍推進のためのチラシ配布・企画講座の実施 生活援助型訪問サービス事業	◎	【課題】 新型コロナウイルスの影響を受け、就業延べ人員は、R1:214,955人、R2:192,693人、R3：186,685人と減少してきているが、減少傾向が続いていた会員数がR4・5年度は、わずかながら増加してきており、次のような取組みにより、コロナ前の水準以上に就業者数を増やしていく。 【対応策】 会員のニーズに沿った就業機会を確保するための職場開拓を行う。 ホームページを活用した入会の促進 毎月の就業相談会の開催する。 出張相談等によるアウトリーチの強化 女性会員の活躍推進のためのチラシ配布・企画講座を実施する。
							就業延べ人員（人）	217,596	218,992	221,879			
5	Ⅰ	（1）	5	①	会員の高齢化や役員の担い手不足等により会員が減少していることから、負担を軽減し活動を持続させていくための支援やクラブへの入会がメリットをもたらす魅力あるクラブづくりに取り組んでいく必要がある。 （令和２年度末会員数：11,795人）	老人クラブの育成	地域の自主活動団体である老人クラブが介護予防・社会奉仕活動に積極的に取り組めるよう、会員の増強や事務負担軽減について指導・育成します。				単位老人クラブの会員数（人）　8,806人 ・講師派遣事業の指針の推進 少人数・小規模で開催できる内容の強化を行い、区・地区・単位クラブの活動のサポートを行った。 ・eスポーツ活動の取組み 認知症予防に効果があると期待されており、令和3年度より実験的に行ってきたeスポーツ活動を取り入れ、地域の老人クラブ活動を容易に行えるようサポートを行った。	○	【課題】 新型コロナウイルス感染症により活動の中止・縮減が続いたことや会員の高齢化により会員数の減少が続いている。 【対応策】 会員減少に対しては、既存老人クラブへのサポートを継続して行うと共に、自治会等へ老人クラブの広報を行い、会員の増加に努める。 eスポーツについては、介護・認知予防に効果があること等効果の説明や、区、単位老人クラブにおいても団体で活動できるよう普及させる取組みを今後も充実させていく。
							単位老人クラブの会員数（人）	11,940	12,017	12,175			
6	Ⅰ	（1）	6	①	超高齢社会に対応するため、社会福祉施設等を地域の福祉拠点として活用し、地域住民と協働して様々な地域連携事業を行い、介護予防と生きがいづくりを促進する必要がある。	高齢者福祉施設の地域福祉拠点としての利用促進	地域の福祉拠点を増やすとともに、社会福祉法人と地域住民の交流を促すため、高齢者福祉施設が有する地域交流スペースの利用を促進します。				地域住民による利用を促進するため、施設名、利用時間、利用料金、利用できる活動の種類をHP及び「はじめての地域見守り・助け合い活動スタートガイド」等に掲載するなどの情報発信を行った。	○	【課題】 新型コロナウイルス感染症の影響により、面会制限などの措置が長くとられており、地域による利用が停滞している。 【対応策】 今後の感染防止策と調整を取りながら、施設側に対し再開を求めていく。

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容							R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組 事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪				実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
							指標項目（単位）	（R3）	（R4）	（R5）			
7	Ⅰ	（1）	7	①	今後、ますます高齢者人口が増加していく中で、高齢者自身の介護予防促進は重要である。一方で、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、介護施設等におけるボランティア受入が以前に比べて困難になっており、ボランティア登録者の活動の場が制限されている。	介護支援ボランティア	介護予防及び地域における支援の担い手を増やすため、登録者数の拡大や受入施設とのマッチングを強化し、活動の促進を図ります。				・ボランティア登録者数 1948人 ・新規登録研修の開催 3回実施した。 ・受入登録施設における受入状況の確認 332件の登録施設に対して受入状況に関するアンケートを実施し、330件の登録施設から回答があった。そのうち、受入を中止している施設が88件だった。	○	【課題】 感染症拡大防止のため、受入れを（一時）中止している介護施設が依然として多く、ボランティア登録者の活動の場が制限されている。 【対応策】 介護施設側の負担も考慮しつつ、受入状況について適宜確認し、登録者へ情報提供することで、登録者の活動場所を確保することに努める。
							ボランティア登録者数（人）	2,500	2,600	2,700			
8	Ⅰ	（1）	8	①	より多くの市民の方に施設を利用していただき、ボランティア活動・市民公益活動への参加を促すため、数値目標を設定した。 指定管理者によるノウハウを活かしたサービスの提供や効果的なPRを行っている。 施設の認知度向上のため、今後も積極的に施設のPRを行っていく。 （令和3年度末登録団体数：777団体）	千葉市民活動支援センター	指定管理者のノウハウを生かした各種講座や相談業務の実施により、市民活動団体の活動の底上げを図るとともに、活動場所の提供や団体間の交流促進を図っていきます。また、さらなる施設の認知度向上を図るため、積極的なPRを行っていきます。				運営協議会を年6回実施し、施設への要望や実施して欲しい事業について意見を募るとともに、利用者ニーズの分析のため利用者アンケートの質問項目を見直した。 施設のPRについては、地域で開催されるイベントや市内各施設でのチラシ配布を行ったほか、SNSでの周知活動を行った。 〇登録団体数：758団体(R6.3月末時点)	○	【課題】 評価指標上は◎の評価となるが登録団体数は昨年度から3団体減となり、達成率も前年度より下がっているため、〇の評価とした。要因としては、新規登録が18件あったものの、それを上回る21件が抹消となったことがあり、団体構成員の高齢化等から解散する団体が増加している状況である。 【対応策】 施設の認知度向上と利用促進のため、積極的に施設のPRやオンラインの活用を行う。
							登録団体数（団体）	780	790	800			
9	Ⅰ	（1）	9	①	少子高齢化や地域の担い手不足が進んでおり、生活支援コーディネーターと連携し、地域の実情に応じた通いの場の創出や活動支援、担い手の発掘等に取り組む必要がある。	生活支援体制の充実	第２層（日常生活圏域を担当）生活支援コーディネーターを全てのあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた、生活支援・介護予防サービスを提案していきます。				第２層生活支援コーディネーターの全あんしんケアセンターに配置を進め、通いの場等を含めた地域資源（インフォーマル資源）及びニーズ把握に努めた。 また、関係機関との連携・ネットワーク構築の強化を図り、地域の実情に応じた通いの場等の地域活動の継続・創出支援に取り組んだ。 第２層コーディネーターの配置：２６圏域。	◎	【課題】 コロナの影響も伴い、担い手の高齢化等の課題が浮き彫りとなり、住民主体の活動の継続・再開が困難になっている。 【対応策】 地域資源の調査を通じた活動状況の把握を継続するとともに、協議体を活用するなどして、民間企業や庁内関係部署との連携を推進し、生活支援体制整備の深化・推進に取り組む。 未配置圏域については、受託法人に対して引き続き配置を促す。
							第２層生活支援コーディネーター 配置区域数（区域）	6区 28圏域	6区 28圏域	6区 28圏域			
10	Ⅰ	（2）	1	①	「日頃、健康づくりに取り組んでいない」市民が約半数いる状況であり、市民の意識醸成を図り、主体的に健康づくりに取り組む市民を増やすことが必要である。	健康づくり広報・啓発	健康づくりの重要性を訴え、興味を持たせることで健康づくりに取り組む市民を増やし、健やか未来都市ちばプランの重点項目等（栄養・食生活、地域の絆による社会づくり、喫煙等）について周知を行うことで具体的な行動を促すとともに、「100年ダンス」等の周知により、誰もが手軽に運動習慣を身につけるきっかけづくりを行います。 また、高齢者が活用しやすい情報提供の方法を検討します。				健康づくりに係る意識醸成を図るため、「人生１００年時代」及び健やか未来都市ちばプランの５つの重点項目に係るリーフレットによる紙媒体での周知啓発に加え、インターネット広告を活用した減塩啓発を行った。 また、民間企業と連携した減塩の取組みを引き続き実施した。	◎	【課題】 千葉市民の食塩摂取量は、全国の目標量と比べ多く、特に高齢者が多い状況である。 また、情報過多になりすぎず、ポイントを絞った啓発が必要である。 【対応策】 リーフレットやインターネットなど様々な媒体を活用し、減塩についての啓発を行うとともに、健やか未来都市ちばプランの次期計画の内容を踏まえ、ポイントを絞った啓発を行う。
11	Ⅰ	（2）	2	①	ウオーキング等、市民がいつでもどこでも気軽に取り組める運動を普及している。しかし、65歳以上の男性の身体活動量及び運動習慣、20歳から64歳の女性の運動習慣の割合が増えている現状がなく、改善が見られていないことが課題である。	健康づくりへの支援	個人が無理なく健康づくりに取り組むきっかけとして、ウオーキングを推進し、地区組織等が行う健康づくりの取組みに対し、ポイント付与等の支援を実施します。				個人が行うウオーキングや地区組織等が行うラジオ体操等の健康づくりを点数化し、インセンティブを受け取る仕組みを引き続き実施することで、運動習慣の普及・啓発を図った。 【実績】申込み団体数：118団体 当選団体数80団体	◎	【課題】 個人が行うウオーキングの参加者は増加しているものの、6,000歩／日（月平均）達成者は最も高い50歳以上で2割にとどまっており、取組みの継続に課題がある。 【対応策】 ウオーキングポイントのアプリを令和6年度より変更し、6,000歩／日達成した際の月当たりのポイント付与上限を増やしている。
							支援団体数（団体）	70	70	70			
12	Ⅰ	（2）	3	①	・講演会などの集団健康教育及び禁煙に関する個別健康教育等を実施している。 ・様々な機会を捉えて、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の普及・啓発に努めているが、認知度（H28年度 25.6%）の向上が課題である。	健康教育	生活習慣病の予防など健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることで、主体的な健康づくりを促します。				健康に関する正しい知識の普及を図るため、講演会などの集団健康教育を行うほか、禁煙に関する個別健康教育を実施した。 また、様々な機会を捉えて、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の普及・啓発に努めた。 医師講演会は18回実施した。	◎	【課題】 健康課題の多い壮年期（働き盛り年代）へのアプローチが難しい。 【対応策】 引き続き講演会などの集団健康教育や禁煙に関する個別健康教育を行う。 また、壮年期へのアプローチについては、健康づくり推進事業所認証制度など他事業と連携し、効果的な周知啓発方法を検討する。
							医師講演会回数（回）	18	18	18			
13	Ⅰ	（2）	4	①	栄養改善、口腔機能の向上、ロコモティブシンドローム予防、認知症予防等、介護予防に関する講演会や教室を実施している。 フレイル予防についても普及・啓発を進めることが課題である。	介護予防教育	運動・栄養・口腔ケア等介護予防に関する事項について、正しい知識や情報を普及することで、高齢者本人が自主的に継続して介護予防に取り組めるように支援します。				介護予防に関する正しい知識の普及を図るため、様々な機会や媒体等を活用した周知に努めるとともに、健診結果等の情報をもとに、個人の健康課題に応じた介護予防に資する情報提供を行った。 また、花見川区と若葉区に加えて、稲毛区と美浜区で「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業を開始し、健康課の医療専門職が地域の通いの場に出向き、フレイル予防の啓発を行ったほか、健診結果等から抽出した高齢者に、介護予防のための個別支援を実施した。 講演会は6回実施した。	◎	【課題】 市民に介護予防に関する正しい知識を持っていただき、健康な状態のうちから、自主的に健康維持に取り組んでいただけるように、啓発を強化していく必要がある。 【対応策】 地域の通いの場における健康教育・健康相談の実施や、健診結果から把握したハイリスク高齢者への介護予防に関する啓発を実施する。 また、セミナーやパンフレット、ホームページなどの様々な媒体を活用した周知啓発を行う。
							フレイルに関する 講演会開催回数（回）	6	6	6			
14	Ⅰ	（2）	5	①	総合型介護予防事業として、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」、「認知機能低下予防・支援」といったプログラムを実施する。また、特に男性高齢者の興味・関心をひくプログラム構成となるよう、アミューズメントカジノ等を取入れている。出来るだけ多くの方に参加してもらい、受講後、自ら介護予防につながる行動がとれるよう支援していくことが課題である。 高齢化が進展する中、高齢者が要介護状態等となることを未然に防ぐ必要があることから、予防策を実施する。	チャレンジシニア教室	市内に住民登録のある65歳以上の方で要支援・要介護の認定を受けていない方を対象に、介護予防教室を実施します。体操、アミューズメントカジノ、料理実習など、楽しみながら体験できるよう講座を企画・運営しています。				令和４年度に引き続き、同様のプログラムで3期に渡り開催した。 自宅に帰ってからも継続して運動などの活動に取り組んでいただけるよう、課題を提供するなど工夫して教室運営を行い、「いきいき活動手帳」を活用して高齢者自身による健康管理にも取り組んでいただけるように努めた。 また、社会参加や運動習慣がない方に参加いただけるよう、関係機関と連携しながら広く事業の周知を行った。 ・参加者人数251名 ・教室参加後に効果があったと感じた人の割合 92.3%（アンケート回答者数195名） ・教室終了後に運動などの活動を続けたいと思った人の割合 86.2%（アンケート回答者数195名）	◎	【課題】 1．広く市民に健康的な生活習慣定着のきっかけとして活用してもらえるよう、参加者を定員上限に近づける必要がある。 2．参加者の効果の実感や継続意欲の数値は目標を上回ったが、事業を通じて健康に関する知識や実践方法を一層深く理解し、身に着けてもらえるようにする必要がある。 【対応策】 1．市政だより、ホームページ、チラシ配布等の従来の周知活動に加え、既存参加者からの口コミ、及び低栄養や糖尿病重症化予防等の他事業の対象者にも必要に応じて本事業への参加を対面で勧奨する。 2．受託事業者と意思疎通を図り、科学的根拠に基づく指導を実施することで参加者の健康習慣定着の強化を図る。
							教室参加後、効果があったと感じた人の割合（%）	50	50	50			
							教室終了後、運動などの活動を続けたいと思った人の割合（%）	70	70	70			

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容					R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組 事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪ 指標項目（単位）	（R3） / （R4） / （R5）	実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
15	Ⅰ	（2）	6	①	プロのサッカーチームや野球チームの知名度を生かし健康づくりプロジェクト（介護予防事業）の周知を行っている。高齢者向けにアレンジした体操、ダンス、ストレッチの他、認知機能低下予防につながるエクササイズなどを行う。受講後、自ら介護予防につながる行動がとれるよう支援していくことが課題である。	健康づくりプロジェクト	プロスポーツチームのトレーナー、アカデミー（子ども向け）のコーチなどが講師となり、高齢者向けにアレンジした体操、ダンス、ストレッチの他、認知機能低下予防につながるエクササイズなどを行っています。 ※市内に住民登録のある65歳以上の方で要支援・要介護の認定を受けていない方を対象としています。 初めての参加者の割合（%） / 70 / 70 / 70	ジェフユナイテッド市原・千葉及び千葉ロッテマリーンズと連携し、各チームのトレーナーやダンスインストラクターが講師となって、高齢者向けにアレンジした体操、ダンス、ストレッチの他、認知機能低下予防につながるエクササイズなどを行った。 ・ジェフユナイテッド市原・千葉 応募者80名、当選者80名、参加者68名（初参加37名／54.4%） ・千葉ロッテマリーンズ 応募者39名、当選者38名、参加者35名（初参加28名／80.0%）	○	【課題】 事業目標の達成のためには、広く事業参加者を募る必要があるが、応募者数が定員に達していない一方、過去に参加歴のある方が繰り返し受講するケースが増えている。 【対応策】 繰り返し受講する人がいるということは、事業内容が魅力的であるともいえるため、周知方法や周知場所を工夫することで、今まで周知が不十分であった新たな層に対して、参加を呼び掛ける。
16	Ⅰ	（2）	7	①	高齢者が気軽に介護予防の習慣を身につけることができるよう市と協定を締結した市内のフィットネスクラブにおいて、介護予防に資する運動を利用者に行ってもらう。ジム（マシン）、スタジオプログラム（ヨガ他）、プールの中からご希望する運動を体験してもらう。事業は利用期間2ヵ月間、利用回数最大8回まで。特に運動習慣のない方に、事業終了後に利用者に何らかの運動習慣を身に付けて頂くことが課題である。	シニアフィットネス習慣普及	市内に住民登録のある65歳以上の方で要支援・要介護の認定を受けていない方を対象に、フィットネスクラブを利用する費用の一部を助成（利用回数8回を上限）します。※1度制度を利用した方は次年度から3年度の間は申込できません。 終了後、健康状態がいいと感じた人の割合（%） / 70 / 70 / 70 体を動かすことが習慣になっている人の割合（%） / 70 / 70 / 70	令和5年度は市内１３か所のフィットネスクラブにて年間4コース開催した。近年は新型コロナウイルスの影響により参加申込者数が減少していた。運動の機会が減少してしまった方や、運動する習慣がない方に参加いただけるように、関係機関と連携しながら広く事業の周知を行った。 また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の取組みとも連携し、体力維持の必要性が高い方の参加を促した。 ・参加者数96名 ・参加終了後に健康状態が良いと感じた人の割合 54.2%（達成率77.4%） ・体を動かすことが習慣になっている人の割合は46.9%（達成率67.0%）	○	【課題】 参加者が体調の良さを実感できることや、運動の習慣化に一定の効果があることは評価できるが、参加者数が想定に至っていないため、事業周知や参加勧奨を強化していく必要がある。 【対応策】 市政だより、ホームページ、チラシ配布等の従来の周知活動に加え、各種保健指導等の他事業の利用者にも本事業への参加を対面で勧奨する。
17	Ⅰ	（2）	8	①	・生活習慣病は自覚症状がないまま進行する。糖尿病などの生活習慣病は、国保の医療費の3割を超え、65歳以上では約4割を占める。メタボ該当者及び予備群は、50歳代以降の男性の約5～6割を占める。 ・特定健診の受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少しており、約6割の被保険者の健康状態は把握できていない。引き続き、特定健診受診率、特定保健指導の実施率の向上を目指した取組みが必要である。 ・後期高齢者医療加入者対象者について、広域連合の目標値には達していない。未受診者のうち、通院中の割合が大半を占めるため、今後、受診率向上のための取組みを検討する必要がある。	特定健康診査・健康診査	国民健康保険加入者に対し、生活習慣病予防を目的とした特定健康診査を実施するとともに、生活習慣病のリスクがある方に特定保健指導を実施します。 また、75歳以上の後期高齢者医療加入者には、フレイルなど高齢者の特性を踏まえて健康状態を総合的に把握することを目的とした健康診査を実施します。 特定健康診査受診率（%） / 44.0 / 45.5 / 47.0 健康診査受診率 （%） / 39.8 / 40.8 / 41.8	・啓発活動の継続及び対象者の特性に合わせた未受診者勧奨の通知や電話、SMSによる勧奨を行った。・39歳を対象に、次年度に向けて特定健診の啓発（通知）を行った。 ・健診結果のデータ提供事業について、啓発活動を実施した。 ・ウェアラブル端末を活用した特定保健指導を実施し、利用しやすい環境づくりを行った。 令和4年度 特定健康診査受診率　33.1% 健康診査受診率　32.4% （令和5年度の受診率が確定するのは11月のため、令和4年度受診率で評価を行った。）	○	【課題】 新型コロナウイルス感染症の受診控え等の影響が大きかったR3年度の受診率31.6%よりやや上昇したが、コロナ前(H30年度39.5%)までの回復は見られず、受診率は停滞している。 【対応策】 ・ポスター・リーフレット等による啓発活動を継続する。 ・未受診者に対して引き続き受診勧奨(通知・電話・SMS)を行う。 ・未受診者勧奨の通知文について、受診行動につながるよう内容を検討する。 ・健診結果のデータ提供事業について、啓発活動を継続する。 ・ウエアラブル端末を活用した特定保健指導を継続し、利用しやすい体制を維持する。
18	Ⅰ	（2）	9	①	健康増進法第１９条の2の市町村による健康増進事業の実施をもとに各種検診を実施し、市民の健康保持を図る。がん検診については国のがん対策推進基本法において、受診率５０%が掲げられている。 受診環境の整備等行っているが、近年市検診の受診者数はやや減少傾向であり、広報・啓発等に努めていく必要がある。	がん検診・骨粗しょう症検診・歯周病検診	がん等の早期発見・早期治療を図るため、対象者に受診券を送付し受診勧奨を行うとともに、年度後半には再勧奨通知を送付するなど、受診率向上に向け取組みます。 （国が指針に示す対策型検診 胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん） がん検診受診率（%） （男女別・検診種別） / 50 / 50 / 50	①年度当初のがん検診受診勧奨において、国保被保険者への送付を継続した。 ②啓発活動の継続及びナッジ理論を利用した受診等の案内を作成し、受診率向上を目指した。 ③罹患率が高く受診率の低い大腸がんの不定期受診者や、子宮・乳がんの罹患率が高い年齢層など再勧奨すべき対象の分析を行い、再勧奨を実施した。 ④がん集団検診の子どもの見守り実施会場を増やし、子育て世代の受診率向上に努めた。 【がん検診受診率】（検診別、男女別） 胃がん　男性：49.0%　女性：50.5% 肺がん　男性：52.4%　女性：50.5% 大腸がん　男性：48.1%　女性：48.5% 乳がん　女性：51.5% 子宮がん　女性：46.2% ※R4国民生活基礎調査	○	【課題】 目標は達成しているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、受診控えがあり受診率が下がった。（本市R1→54.8%　R4→４９．８%国民生活基礎調査・4年ごとに実施） このため自己評価は◎ではなく○とした。 【対応策】 ①　ナッジを活用した啓発物を作成し啓発活動の実施 ②　罹患率が高く受診率の低い大腸がんの不定期受診者や、子宮・乳がんの罹患率が高い年齢層へのナッジを活用した再勧奨を実施する。 ③集団検診のWEB予約と電話予約のためのコールセンターを設置、および、子育て世代・女性のがん検診受診率の向上のため、集団検診のこどもの見守り回数を増やして実施する。
19	Ⅰ	（3）	1	①	高齢になると、フレイル状態等の様々な課題を抱え、きめ細かい支援が必要となるが、保険者の変わる75歳を境に、保健事業の実施主体が市と後期高齢者医療広域連合に分かれてしまい、保健事業の連続性を保つことができていない。また、疾病予防・重度化防止を目的とした保健事業と、生活機能改善を目的とした介護予防において情報や資源が共有されていないため、今後は包括的な支援を行えるよう体制を確立する必要がある。	住民主体の通いの場に対する医療専門職派遣（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のための医療専門職の配置）	住民主体の通いの場に医療専門職を派遣し、フレイルに関する知識の周知を行うとともに、参加者の健康状態を把握し、支援が必要な者について地域関係機関（医療機関、あんしんセンター）等と連携した支援を行います。 医療専門職の配置 / 検討 / 配置 / 拡大	稲毛区と美浜区健康課に医療専門職（保健師（常勤）、保健師又は看護師・管理栄養士・歯科衛生士（会計年度任用職員））を新たに配置し、令和4年度から開始した花見川区、若葉区と同様に、通いの場への積極的な関与と個別的支援を実施した。通いの場への関与では、延べ2,603名の方に普及啓発及び健康相談を実施した。また、個別的支援では、951名の方に対しアプローチを行った。 ・R4配置：花見川区、若葉区 ・R5配置：上記に加え稲毛区、美浜区	◎	【課題】 令和4年度から開始した花見川区と若葉区では、令和5年度当初から健康状態不明者への支援が始まったことにより、通いの場への普及啓発の実施件数が減少した。 【対応策】 本事業実施当初は、年度前半に通いの場への関与、年度後半に個別的支援を実施していた。個別的支援の効率化を図りながら、バランスよく通いの場での普及啓発を行えるよう検討する。
20	Ⅰ	（3）	2	①	介護を必要としない期間を出来る限り長くするには、フレイル対策の視点を持ち、徐々に進行する状況の時点において、社会的、身体的、精神的側面から介護予防の取組みを推進することが求められる。 そのために、上記取組を効果的に推進していくためには、リハビリテーション専門職の活用を図ることが必要である。	住民主体の通いの場へのリハビリ専門職による支援（地域リハビリテーション活動支援）	あんしんケアセンターや千葉地域リハビリテーション広域支援センターとの連携により、リハビリテーション専門職による住民主体の通いの場への技術的助言、立ち上げ支援等を行います。 事業利用者の満足度（%） / 70 / 70 / 70	あんしんケアセンターが関与している地域の通いの場や地域ケア会議等において、リハビリ専門職が実施内容の効果や安全性、継続性等を踏まえた助言を行うとともに、活動を再開した通いの場等に対し、積極的に制度の周知を行った。 ・リハビリ専門職派遣件数：44か所 ・満足度：86.3%（回答があったものについては満足度100%、他未回答）	○	【課題】 満足度は高いものの、実施回数はR4の４６か所に対してR5は４４か所と減少しており、令和5年度も予定上限件数の１００件に満たなかった。そのため、指標上は「◎」となるが、「○」の評価としている。 【対応策】 より多くの通いの場で本制度を利用できるよう、あんしんケアセンターからだけはなく、各区保健福祉センター健康課からも依頼をできるように要綱を変更した。 今後、より多くの通いの場や地域ケア会議等でリハビリ専門職との連携を図れるよう、引き続き周知していく。

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容						R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組 事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪			実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
							指標項目（単位）	（R3）	（R4）	（R5）		
21	Ⅰ	（3）	3	①	一人暮らし高齢者の急激な増加が見込まれており、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活が送れるよう、介護予防・重要化防止に取り組む必要がある。その一策として交流の場や通いの場や見守り活動が展開されているがまだ十分ではない。	生活支援体制の充実 【再掲：Ⅰ（1）9】	第2層（日常生活圏域を担当）生活支援コーディネーターを全てのあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた、生活支援・介護予防サービスを提案していきます。				第2層生活支援コーディネーターの全あんしんケアセンターへの配置を進め、通いの場等を含めた地域資源（インフォーマル資源）及びニーズ把握に努めた。 また、関係機関との連携・ネットワーク構築の強化を図り、地域の実情に応じた通いの場等の地域活動の継続・創出支援に取り組んだ。	◎	【課題】 コロナの影響も伴い、担い手の高齢化等の課題が浮き彫りとなり、住民主体の活動の継続・再開が困難になっている。 【対応策】 地域資源の調査を通じた活動状況の把握を継続するとともに、協議体を活用するなどして、民間企業や庁内関係部署との連携を推進し、生活支援体制整備の深化・推進に取り組む。 未配置圏域については、受託法人に対して引き続き配置を促す。
							第2層生活支援コーディネーター 配置区域数（区域）	6区 28圏域	6区 28圏域	6区 28圏域	第2層コーディネーターの配置：26圏域。	
22	Ⅰ	（3）	4	①	高齢者の低栄養はフレイルを招き、要介護状態へと繋がるリスクがある。 地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動に繋げる必要がある。	高齢者の低栄養防止	健診受診者のうち低栄養が疑われる方に基本チェックリストを活用し、専門職（保健師、管理栄養士等）が関与することで、支援が必要な高齢者を把握し、必要に応じた介護予防事業へ繋げます。				令和3年度、4年度の国民健康保険の特定健診及び後期高齢者医療制度の健康診査受診結果から抽出した対象者131人に対し、基本チェックリストを郵送し、返送された内容からさらに63名に対象者を絞ったうえで、あんしんケアセンター等の医療専門職が個別アプローチを行い、フレイル予防に関する正しい知識の普及啓発や、介護予防事業への参加勧奨を行った。	△	【課題】 あんしんケアセンターに管理栄養士の配置がなかったこともあり、他の医療専門職のみでは栄養面での介入効果を十分に発揮できず、各区で実施する保健事業に繋ぐ等の成果に結びつけることができなかった。 【対応策】 R6から健康推進課に管理栄養士を1名追加配置することで体制強化を図り、個別対応による低栄養の改善及びフレイル予防に関する知識の普及啓発や介護予防事業への参加勧奨を行う。
23	Ⅰ	（3）	5	①	介護予防の必要性の理解は高まり、活動の場も増えつつあるが、取組みにまで至らない層が見受けられる。自分事として受け止め、継続的に取り組む高齢者をさらに増やしていく必要がある。	介護予防の普及啓発の強化	あんしんケアセンターなどにおいて、パンフレットなどの配布や講演会・相談会等のイベントを開催し、介護予防に関する知識の普及・啓発を実施します。				あんしんケアセンターなどにおいて、講演会、相談会等のほか、住民主体の地域活動の場など、あらゆる機会を活用し、介護予防に関する正しい知識を身に着けるための普及啓発活動を行った。 ・ｲﾍﾞﾝﾄ等参加者延べ人数　33,143人	◎	【課題】 前年度より活動回数は139回増加しているが、講演会等へは同じ顔ぶれが参加しているため、新規の参加者を集い、より多くの高齢者に対し介護予防に関する普及啓発活動を実施する必要がある。 【対応策】 自治会などを通しイベントの告知活動等を幅広く実施し、新規の参加者を広く集う。
							イベント参加者延べ人数（人）	20,000	30,000	40,000		
24	Ⅰ	（3）	6	①	自立支援、介護予防等の推進においては、地域の住民主体の生活支援・介護予防サービスのさらなる情報収集やきめ細やかな継続支援、新たな開発などが不可欠である。また、情報の一元化や活用の促進においては、「千葉市生活支援サイト」をタイムリーに更新し、有効活用していくことが必要である。	千葉市の生活支援サイト（介護予防情報）の充実	地域住民を主体とする生活支援・介護予防サービスについて、生活支援コーディネーターが活動状況を調査し「千葉市生活支援サイト」に公開することにより、市民に周知を図ります。併せて、関係機関に生活支援サイトの周知を図ります。				生活支援コーディネーターが地域活動により把握した地域資源情報を、「千葉市生活支援サイト」に掲載し、市民及び関係機関への周知を図った。また、市政だより全市版に生活支援コーディネーターの活動及び生活支援サイト情報について掲載した。 ＜生活支援ｻｲﾄ登録件数＞ R3末時点：1587件 R4末時点：1716件 R5末時点：1834件	◎	【課題】 コロナの影響も伴い、担い手の高齢化等の課題が浮き彫りとなり、住民主体の活動の継続・再開が困難になっている。 【対応策】 調査を通じて活動状況を把握し、民間企業や庁内関係部署と協働し生活支援体制整備の深化・推進に取り組む。 生活支援サイトに掲載されているインフォーマル資源を包括3職種やケアマネに情報提供し、ケアマネジメント支援を行う。 生活支援サイトの効果的な活用方法を検討する。
							生活支援サイト情報公開数（件）	維持 ～増加	維持 ～増加	維持 ～増加		
25	Ⅰ	（3）	7	①	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、介護予防への意識の高まりは見られるが、取組みにまで至らない層が見受けられる。正しい知識に基づいたセルフマネジメントの普及啓発による介護予防のさらなる取組みが必要である。	いきいき活動手帳（介護予防手帳）を活用したセルフマネジメントの推進	高齢者が自ら介護予防に取り組んでいただくよう、介護予防手帳（いきいき活動手帳）を活用し、正しい知識に基づいたセルフマネジメントを推進します。また、あんしんケアセンター以外の関係部署でも、高齢者との関わりの場面で介護予防手帳を活用する体制を構築します。				あんしんケアセンターや区健康課などが中心となり、いきいき活動手帳（介護予防手帳）を活用し、正しい知識に基づいたセルフマネジメントが行えるようサポートを継続した。長引くコロナ禍によるフレイル予防の媒体としても利用された。 ＜配布数＞ R2：244冊、R3：1556冊、 R4：1438冊、R5：1259冊	△	【課題】 配布数：1259 あんしんケアセンターのみならず、介護予防に携わる関係機関が連携してセルフマネジメント支援に取組む必要がある。 【対応策】 いきいき活動手帳の効果的な活用方法を検討する。健康課（一体的実施）と連携し、セルフマネジメント支援を行う。
							配布数（冊）	1,500	2,000	2,500		
26	Ⅰ	（3）	8	①	介護・支援を必要としない高齢者の割合（H26年度85.1%）は ほぼ横ばいであり、地域活動の担い手への負担や担い手自身の高齢化も見受けられる。そのため、高齢者が主体的な介護予防活動を継続し自ら取り組むことができるようさらなる支援が必要である。	地域の介護予防活動の育成・支援	あんしんケアセンターは、生活支援コーディネーターと協力して、地域に不足するサービスの創出、様々なサービスの担い手となる人材を育成するとともに、主体的に介護予防活動に取り組む地域組織や住民グループを支援します。				あんしんケアセンターや生活支援コーディネーター、関係機関が協働し、地域における住民主体の通いの場に対し、それぞれの実情をに応じて、運営支援や担い手のサポート・育成を行った。 また活動を休止している団体に対し活動再開の支援を実施した。 ・介護予防活動育成・支援 27,632人	◎	【課題】 住民主体の通いの場においては担い手の高齢化等の影響で、担い手不足が深刻となっている。 【対応策】 引き続き通いの場の活動支援を継続して行い、担い手となりそうな人材の発掘を併せて実施する。
							地域の介護予防活動の育成・支援（人）	10,000	20,000	30,000		
27	Ⅰ	（3）	9	①	介護予防活動に取り組む地域住民に対して、運動、口腔、栄養等の介護予防活動を総合的に行えるように技術支援を行う必要がある。	地域活動支援	介護予防の「ちばし いきいき体操」などを行う住民主体の場を充実するために、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行います。				介護予防活動に取り組む地区組織や住民グループの活動継続に向けた支援として、運動や音楽療法の技術支援を実施した。また、「ちばしいきいき体操」の体験教室、3か月後の指導プログラム、フォロープログラムを実施し、参加延人数は3，083名であった。 現地での活動支援が行えなかったことへの対応として、千葉市ホームページ、YouTubeによる筋力及び口腔の運動の配信を実施した。	△	【課題】 地区組織への技術支援での参加者数は増加したが、いきいき体操に関連した事業の参加者が減少しており、目標値には達していない。 【対応策】 参加者の増加に向け、関係機関と連携しながら、通いの場等に事業の周知を行うとともに、令和6年度より全区で実施となる「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」により訪問した通いの場等に対する継続支援を行うことで、より多くの市民に介護予防に関する技術支援及び情報提供を行っていく。
							参加者延べ人数（人）	5,500	5,500	5,500		
28	Ⅰ	（3）	10	①	介護予防の運動等の普及・啓発ができるよう、指導に必要な基礎知識を学ぶとともに、実践的なグループワークを通して、自主グループを牽引できるシニアリーダーを養成するため、シニアリーダー養成講座の実施を各区2コースずつ行っているが、養成講座受講者数が定員に満たない状況にある。	シニアリーダー養成講座・地域活動支援	介護予防の運動等の普及・啓発ができるよう、指導に必要な基礎知識を学ぶとともに、実践的な講義を通して自主的に介護予防活動ができるシニアリーダーを養成します。				各区で2コースを開催し、84名が修了し、全員が活動登録を行った。（活動登録100%）	◎	【課題】 既存のシニアリーダーの高齢化に加え、養成講座受講者が減少しており、後継者不足による体操教室の継続や、新規教室の立ち上げが困難となる恐れがある。 【対応策】 シニアリーダー等の地域活動が自身の健康維持につながること等をエビデンスと共に周知を行い、養成講座受講生の増加を図る。
							養成講座修了者が活動登録をする割合（%）	100	100	100		

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容							R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪				実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
							指標項目（単位）	（R3）	（R4）	（R5）			
29	Ⅰ	（3）	11	①	糖尿病などの生活習慣病は、国保の医療費の3割を超え、65歳以上では約4割を占める。自覚症状がないまま進行し、慢性腎臓病となった場合、医療費割合は1人あたり420万円と高額である。	糖尿病性腎症の重症化予防	特定健診を受診し、その結果、糖尿病性腎症重症化のリスクが高いと判定された者に対し、早期から保健指導を実施します。				特定健診結果及び診療情報から、糖尿病性腎症重症化の危険性が高く、主治医の了承を得られた者を対象に、主治医の指示書をもとに専門職（保健師、看護師または管理栄養士）が6か月間の保健指導を行った。また、糖尿病の治療中断者に対する受診勧奨を行った。 ・参加勧奨が必要な51名全員に勧奨を行った上で、44名に保健指導を実施。 ・糖尿病の治療中断者149名に対し受診勧奨を実施。	◎	【課題】 医療費適正化及び対象者の生活の質を維持する上でも透析導入の予防は重要であるため、危険性の高い対象者にはできる限り早期の介入が必要である。基準に該当した全員に参加勧奨は行えているが、健診受診後の早期に介入する体制を整備することが課題である。 【対応策】 健診受診後から対象者抽出までの期間を短縮し、健康意識の高いうちに保健指導への参加勧奨を実施できるよう、実施体制の見直しを行う。
30	Ⅰ	（3）	12	①	UR賃貸住宅団地の居住者は、高度経済成長期以降に大量に入居したファミリー世帯の多くが、そのまま居住し続けて高齢者になったものと推量され、全国平均を上回る高齢化率となっている。 UR都市機構では、少子高齢化への対応、地域包括ケアシステムの構築に資するため、地方公共団体、自治会、医療福祉関係者等と連携して、「UR賃貸住宅団地の地域医療福祉拠点化」の取組みを行っている。 2025年度までに全国で150団地の地域医療福祉拠点化の形成を目指しており、市内では花見川、幸町、千草台、あやめ台、高洲第一・第二、さつきが丘、真砂第一・第二団地の7か所9団地で取組が進められている。	UR都市機構との連携	UR都市機構との連携を推進し、地域医療福祉拠点の形成に向けた取組みを進めるなど、高齢者世帯などに配慮したまちづくりの推進を検討します。				【政策調整課】 ・UR都市機構は、地域の関係者と連携・協力しながら、地域医療福祉拠点化すべき団地について、すべて形成状態とした。「形成」以降も、引き続き地域医療福祉拠点化をはじめとする団地及び地域の活性化を推進する。 【地域包括ケア推進課】 あんしんケアセンターや保健福祉センターが、地域ケア会議等を活用し、UR都市機構や地域の関係者と地域課題の共有・検討を行った。	○	【政策調整課】 ・UR都市機構は、地域の関係者と連携・協力しながら、地域医療福祉拠点化すべき団地について、すべて形成状態とした。「形成」以降も、引き続き地域医療福祉拠点化をはじめとする団地及び地域の活性化を推進する。 【地域包括ケア推進課】 住民の高齢化と独居高齢者は今後も増加していくため、UR都市機構とあんしんケアセンター、地域住民が連携を図り、生活を支えるためのインフォーマル資源の充実を図る。
31	Ⅰ	（3）	13	①	自立支援・重症化防止に資する介護予防ケアマネジメントの強化を図るため、多職種が高齢者の自立支援という観点から検討する地域ケア会議（自立促進ケア会議）を活用してきた。高齢化の進展に伴い、高齢者自身がその有する能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、地域ケア会議を活用したさらなる取組みが必要である。	地域ケア会議の充実	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取組みを推進していきます。				高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、自立支援のためのケアマネジメント力の強化に向け、地域ケア会議（自立促進ケア会議）を活用した。 ・地域ケア会議　　278回 うち、自立促進ケア会議　　52回	◎	【課題】 参加者間で共通認識を図り、地域課題の解決に向けた具体的な取組に発展させる必要がある。 【対応策】 区高齢障害支援課と連携し、居宅ケアマネ等地域の介護関係機関の参加を促す。地域課題に対して具体的な取組が行えるよう、コーディネーター間での振り返りを行う。
							地域ケア会議開催回数（回/年）	150	200	250			
32	Ⅰ	（3）	14	①	地域ケア会議や生活支援コーディネーターによる協議体を設置したが、今後は高齢者の自立支援、介護予防、重症化防止に向け、この場を活用し、地域の課題抽出・共有を図り、課題解決に向けた資源づくりに取り組む必要がある	地域ケア会議と協議体の連携体制の構築	地域ケア会議や生活支援コーディネーターが開催する協議体（情報の共有・連携強化の場）が連携を図り、抽出された地域課題を共有するとともに、必要な地域資源の創出および継続を支援します。				地域ケア会議や協議体を活用し、あんしんケアセンターや生活支援コーディネーター、関係機関が協働し、高齢者の自立支援・介護予防に向け、地域課題の共有や支援策を検討した。 ・協議体設置か所数　32か所	◎	【課題】 参加者間で共通認識を図り、地域課題の解決に向けた具体的な取組に発展させる必要がある。 【対応策】 地域ケア会議や協議体を効果的に活用し、地域課題の解決に繋げられるよう、研修の開催やコーディネーター間での振り返りを行う。
							協議体設置か所数（か所）	26	35	35			
33	Ⅱ	（1）	1	①	高齢化率の上昇に加え、高齢者に係る課題が複雑化・複合化してきており、あんしんケアセンター（出張所）の増設及び包括3職種の増員などにより、相談体制を強化・充実していく必要がある。	あんしんケアセンター（出張所）の増設及び職員の適正配置（地域包括支援センター運営事業）	高齢者等が身近な場所で相談できる体制を充実するため、出張所の増設を行います。 また、高齢者人口に応じた包括3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の増員を行います。				高齢者人口に応じて包括3職種を適正配置した。さらにネットワークを活用したセンターの周知活動等により、相談体制の強化を図った。 ・包括3職種人数 149人	◎	【課題】 後期高齢化率の増加に伴い、総合相談件数が増加している。さらに相談内容が複合化した内容が多く、長期的な支援が必要なケースが増加している。 【対応策】 多職種と連携をし困難ケースに対応する。
							包括3職種人数（人）	146	154	154			
34	Ⅱ	（1）	2	①	あんしんケアセンターの統括・総合調整・後方支援等を行う支援担当職員を各区保健福祉センター高齢障害支援課に配置してきたが、高齢者の抱える課題が複雑化・複合化してきており、支援体制の強化が求められている。	保健福祉センターによる支援の体制整備	保健福祉センターの支援担当職員による、より効果的な支援体制を整備し、あんしんケアセンターの機能強化とセンター間の平準化を図ります。				困難事例（虐待等を含む）等におけるあんしんケアセンターと支援担当職員の連携のほか、会議や研修等を通じ、支援体制の強化や各センターの資質向上に取り組んだ。	○	【課題】 虐待が疑われるケースや成年後見支援制度につなぐべきケースなど困難な事例が増加している。 【対応策】 あんしんケアセンターと保健福祉センター職員とのさらなる連携強化を進めていく。
35	Ⅱ	（1）	3	①	あんしんケアセンター等運営部会での協議や委員による事業評価や意見聴取のほか、機能強化策についての検討も行ってきたが、引き続きあんしんケアセンターの運営体制の強化に向け取り組む必要がある。	あんしんケアセンターの事業評価に基づく機能強化	あんしんケアセンターの体制を強化するため、あんしんケアセンター等運営部会の専門家による客観的評価及び機能強化策の検討を行います。 センター間の平準化を図るため、研修等の充実を図ります。				審議会において、専門家による客観的評価及び助言を求めるとともに、機会を捉え、関係者から具体的意見を聴取した。また、各種研修や事例検討等の機会を設け、資質向上に取り組んだ。	◎	【課題】 増加する困難事例に対応するために、客観的な評価や助言が必要である。 また、センター職員のさらなる資質向上が必須である。 【対応策】 審議会において、専門家からの評価および助言を求め、センターに新しい視点を取り入れる。また、センター職員の資質向上を目的に研修を実施する。
36	Ⅱ	（1）	4	①	新たなインフォーマルサービスは増えてきているが、十分に周知できていないものや、地域の利用希望に応えきれていないものもある。また、地域活動の担い手への負担や担い手自身の高齢化が進んでいる。第2層生活支援コーディネーターを全圏域に配置し、生活支援体制の整備を促進させていく必要がある。	生活支援体制の充実【再掲：Ⅰ（1）9】	第2層（日常生活圏域を担当）生活支援コーディネーターを全てのあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた、生活支援・介護予防サービスを提案していきます。				第2層生活支援コーディネーターの全あんしんケアセンターへの配置を進め、通いの場等を含めた地域資源（インフォーマル資源）及びニーズ把握に努めた。 また、関係機関との連携・ネットワーク構築の強化を図り、地域の実情に応じた地域資源や地域活動の継続支援・創出に取り組んだ。 ・6区26圏域に配置	◎	【課題】 コロナの影響も伴い、担い手の高齢化等の課題が浮き彫りとなり、住民主体の活動の継続・再開が困難になっている。 【対応策】 地域資源の調査を通じた活動状況の把握を継続するとともに、協議体を活用するなどして、民間企業や庁内関係部署との連携を推進し、生活支援体制整備の深化・推進に取り組む。 未配置圏域については、受託法人に対して引き続き配置を促す。
							第2層生活支援コーディネーター配置区域数（区域）	6区 28圏域	6区 28圏域	6区 28圏域			

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容							R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組 事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪				実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
							指標項目（単位）	（R3）	（R4）	（R5）			
37	Ⅱ	（1）	5	①	社会情勢の変化等により複雑多岐な問題を抱える事例が増えている。多職種連携会議や地域ケア会議等により、関係機関とのネットワークの強化や地域づくりをさらに進めていく必要がある。	地域ケア会議の充実【再掲Ⅰ（3）13】	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取組みを推進していきます。				タイムリーな個別事例の検討や地域の実情に応じた地域課題の共有・検討に向けた地域ケア会議を開催し、関係機関とのネットワークの強化や地域づくりに取り組む。 ・地域ケア会議開催回数　278回	◎	【課題】 参加者間で共通認識を図り、地域課題の解決に向けた具体的な取組に発展させる必要がある。 【対応策】 区高齢障害支援課と連携し、居宅ケアマネ等地域の介護関係機関の参加を促す。 地域課題に対して具体的な取組が行えるよう、コーディネーター間での振り返りを行う。
							地域ケア会議開催回数（回/年）	150	200	250			
38	Ⅱ	（2）	1	①	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、多職種連携のための会議を地域の実情に応じて開催した。しかし、地域課題から施策化には至っていない。	地域ケア会議の充実【再掲：Ⅰ（3）13】	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取組みを推進していきます。				地域ケア会議を活用し、複雑多岐にわたる問題を抱える個別事例の検討のほか、地域課題の共有・検討により関係者・関係機関との連携強化を図るとともに、施策化に繋げた。 ・地域ケア会議開催回数　　278回	◎	【課題】 参加者間で共通認識を図り、地域課題の解決に向けた具体的な取組に発展させる必要がある。 【対応策】 区高齢障害支援課と連携し、居宅ケアマネ等地域の介護関係機関の参加を促す。 地域課題に対して具体的な取組が行えるよう、コーディネーター間での振り返りを行う。
							地域ケア会議　年間開催回数（回）	150	200	250			
39	Ⅱ	（2）	2	①	地域ケア会議や生活支援コーディネーターによる協議体を設置したが、今後はこの場を活用し、地域の課題抽出・共有を図り、課題解決に向けた資源づくりに取り組む必要がある。	地域ケア会議と協議体の連携体制の構築【再掲：Ⅱ（2）2】	地域ケア会議と生活支援コーディネーターが開催する協議体（情報の共有・連携強化の場）の連携を図り、抽出された地域課題を共有するとともに、必要な地域資源の創出および継続を支援します。				地域ケア会議や協議体を活用し、あんしんケアセンターや生活支援コーディネーター、関係機関が協働し、地域の実情に応じた地域資源の創出や担い手支援等を行った。 ・協議体設置か所数　32か所	◎	【課題】 参加者間で共通認識を図り、地域課題の解決に向けた具体的な取組に発展させる必要がある。 【対応策】 地域ケア会議や協議体を効果的に活用し、地域課題の解決に繋げられるよう、研修の開催やコーディネーター間での振り返りを行う。
							協議体設置か所数（か所）	26	35	35			
40	Ⅱ	（2）	3	①	地域包括ケアを推進していく一つの方法として地域ケア会議を実施している。高齢者支援に向け関係者間での情報共有・支援方法の検討、地域課題解決に向けた効果的な体制づくりを進めるうえで地域ケア会議等に日常生活圏域単位の生活支援コーディネーターの参画も有効である。	生活支援体制の充実 【再掲：Ⅰ（1）9】	第2層（日常生活圏域を担当）生活支援コーディネーターを全てのあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた、生活支援・介護予防サービスを提案していきます。				第2層生活支援コーディネーターの全あんしんケアセンターへの配置を進め、通いの場等を含めた地域資源（インフォーマル資源）及びニーズ把握に努めた。 また、関係機関との連携・ネットワーク構築の強化を図り、地域の実情に応じた通いの場等の地域活動の継続・創出支援に取り組んだ。 ・6区26圏域に配置	◎	【課題】 コロナの影響も伴い、担い手の高齢化等の課題が浮き彫りとなり、住民主体の活動の継続・再開が困難になっている。 【対応策】 地域資源の調査を通じた活動状況の把握を継続するとともに、協議体を活用するなどして、民間企業や庁内関係部署との連携を推進し、生活支援体制整備の深化・推進に取り組む。 未配置圏域については、受託法人に対して引き続き配置を促す。
							第2層生活支援コーディネーター配置区域数（区域）	6区 28圏域	6区 28圏域	6区 28圏域			
41	Ⅱ	（3）	1	①	災害や感染症の流行などで、医療・介護専門職の会議や研修が行えない状況が続いたことで、入退院時や急変時などの情報共有や資源の把握が困難になる事態があった。 このため、ICTを活用した、情報共有や連絡体制を構築し、迅速かつ的確に情報を得て、多職種間の連携を維持できるシステムを検討する。	ICTを活用した在宅医療・介護の連携推進	災害時や感染症の流行などの事態にあっても、切れ目のない在宅医療・介護の提供を維持するため、ICTを活用したリモート会議、オンライン研修を推進し、途切れることのない在宅医療・介護連携を図ります。 在宅医療介護に係る地域資源の情報共有を推進するため、市民・事業者に向けた情報発信サイトを立ち上げます。				・情報共有サイトの維持管理並びに情報更新（業者による掲載情報の更新）を行なった。 ・在宅医療推進連絡会や多職種連携会議などにおいてシステムの周知を行なった。 ・R6年度の介護保険法改正に伴い、重要事項等のWEB上での掲載が義務付けられたため、情報共有サイトの各事業所ページに重要事項等のPDFデータをアップロードする方法をわかりやすく説明した動画を作成し、公開した。 情報サイト閲覧数：7,845件	◎	【課題】 ・定期的な情報更新のための調査等を随時行う必要がある。 ・サイトを活用いただけるよう、会議や研修会等を通じて継続して周知を図る必要がある。 ・法改正に伴う重要事項等のWEB掲載については関係部署と連携し、事業所等に周知・操作説明を実施する必要がある。 【対応策】 ・サイトの活用・更新のため、引き続き会議や研修会を通じ医療・介護専門職向けに広報を行う。また、動画コンテンツによりわかりやすく操作説明を行い、利用促進を図る。
							情報サイト閲覧数（件）	開設準備	開設	3,500			
42	Ⅱ	（3）	2	①	令和元年度の在宅医療介護実態調査で訪問看護事業所の約6割が赤字を経験している状況にあることが明らかとなったことから、運営マニュアルに基づく経営強化・多職種連携の管理者向け研修と、産業振興財団の事業を活用した個別支援を行う。	訪問看護ステーションへの支援	在宅医療・介護連携の中核を担う訪問看護ステーションの運営を支援するため、労務管理・人材育成など、事業経営の研修を実施します。 ステーションに講師が直接出向いて個別の助言や相談支援を行います。				訪問看護ステーションの現場ニーズにより応じた研修を実施するため、県訪問看護ステーション協会に委託し、以下の事業を実施した。 ・経営マネジメントに関する内容だけでなく、精神疾患患者に対する訪問看護など、専門的なテーマを扱う研修を実施したほか、研修講師による運営、経営に関する個別相談（1件）を実施した。	×	【課題】 ・ターゲットとしている訪問看護ステーションは業務多忙による研修会自体への参加が少ない傾向にあるため、研修・個別相談ともに参加しやすいよう配慮する必要がある。 【対応策】 ・県訪看ステーション協会と連携・相談しながら、積極的にオンラインやハイブリット方式で研修を実施し、多忙な訪問看護ステーション関係者での参加しやすいよう工夫する。
							個別相談指導（事業所数）	5	5	5			
43	Ⅱ	（3）	3	①	令和元年度の在宅医療介護実態調査で、訪問診療を受ける1か月あたりの患者数の推計が令和2年の7，556人から、令和22年に11，733人と1．5倍になることが予想され、今後、ニーズの増加とともに在宅療養を支援する専門職への支援が求められる。 在宅でのサービス提供体制を推進するため、医療介護資源情報の収集や相談対応など、在宅医療・介護連携支援センターの機能強化を図る必要がある。	在宅医療・介護連携支援センターの機能強化	現在の在宅医療・介護連携支援センターについて、市内の病院やあんしんケアセンターなどの関係機関と効率的な連携推進を図るため、相談体制の拡充を含め検討します。 これにより、切れ目のない相談支援を推進するとともに、入退院支援などにおける医療介護連携を迅速に支援できる体制を構築します。				・医療・介護専門職向けの相談対応 （相談件数601件） （訪問件数21件） ・相談事例を検討する際に、医師の助言を得るなど、専門性の高い相談にも対応できる体制を整備した。 ・必要に応じて、他の相談支援機関とも連携し、幅広い相談に応じることができた。 ・幅広い相談に対応するため、医療介護資源の情報収集を実施した。 ・在宅医療の提供状況を把握し、将来の需要を推計するため、在宅医療介護実態調査を実施した。	◎	【課題】 ・相談内容や対応から、医療・介護の地域課題を抽出し施策に反映させていく必要がある。 ・相談件数の増加や、相談内容の多様化に対応するため、相談対応力の強化を図る必要がある。 【対応策】 ・相談対応等について、継続して事例検討を実施し、その中で課題抽出や対応力の向上を図る。 ・コーディネーターの増員により、センターの相談対応力の強化を図る。
							相談件数（件）	400	450	600			

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容							R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組 事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪				実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
							指標項目（単位）	（R3）	（R4）	（R5）			
44	Ⅱ	（3）	4	①	令和2年９月に厚生労働省が示した「在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer3」において、多職種連携はPDCAサイクルに沿って実施する方針となった。 このため、現在本市で行われている多職種連携会議においても、課題抽出から対応案の検討、実施から評価に至るプロセスを見直し、あんしんケアセンターと連携して会議の在り方を検討する。	多職種連携の推進	各区のあんしんケアセンターの圏域ごとに、地域・医療・介護・生活支援などの関係者が参加する多職種連携会議を実施し、在宅医療・介護連携のテーマに基づいて、地域の抱える様々な課題を抽出し共有します。 抽出された課題は、地域ケア会議など市内で行われる会議と連携して、PDCAサイクルに沿って解決を図り、一体的に取組みます。				・多職種連携会議開催数　22回 ・在宅療養をテーマとした地域ケア会議を実施（全3回） ・ICTを活用したリモート会議、オンライン研修の推進。 （開催及び開催支援数　106件） 令和2年度を100とした場合の連携に関する加算の算定件数　93	△	【課題】 ・圏域や区によって、参加できる事業所や職種に偏りがあり、多くの専門職が参加しやすい開催とする必要がある。 また、区によっては会場の都合等により参加できない者があったため、引き続きオンラインやハイブリッド開催など、工夫の必要がある。 【対応策】 ・今後も継続して、医師会やあんしんケアセンターなどと相談・連携し、対面とオンラインを柔軟に活用し、必要に応じてハイブリット開催を推進していく。
							多職種連携関係加算算定件数（令和2年度を100 とする）	110	115	120			
45	Ⅱ	（3）	5	①	千葉市医師会へ委託し、訪問診療に興味のある医師を対象に、訪問診療の経験豊富な医師と患者宅へ同行し、診療スキルや事務の研修を実施する。 千葉県が市内で行う類似の研修とも連携し、効率的な実施方法を医師会と進める。	訪問診療を行う医師の増強	令和元年度の在宅医療・介護実態調査による、在宅診療を必要とする患者数の将来推計2025年（9,862人）、2040年（11,733人）を見据え、今後増加が見込まれる在宅医療のニーズに対応するため、在宅医療の同行訪問研修を中心とする訪問医師増強研修を実施します。 訪問診療を行う診療所の事務職員向けの医療事務研修を実施します。				・訪問診療を検討している医師を対象とした同行訪問研修の実施（医師会委託）（参加医師数１人※研修参加希望医師は４人） ・令和6年度診療報酬改定の実施時期が６月となったため、令和6年度の早期に研修を実施すべく準備を進めた。（令和6年４月１１日、１５日に開催） ・在宅における緩和医療のスキルアップを目指して、がん緩和スキルアップ研修の実施（3回、59人） ・R5年度の訪問診療算定回数は19,175回	◎	【課題】 ・感染症対応などにより、医師が多忙のため、参加可能な医師の確保に努める必要がある。 ・訪問診療に関する報酬算定が複雑・多様化しており、医師の負担軽減の観点も含め、診療報酬の理解向上など医療事務職員のスキルアップ研修の必要がある。 【対応策】 ・研修の実施について、医師会と連携して、なるべく多くの医師の参加を目指していく一方で、医師も多忙を極めている点に留意し、無理なく参加できる方法を検討する。 ・医療事務職員向けに診療報酬理解のための研修会の早期の実施に向けて、医師会と連携して準備を進める。
							訪問診療算定回数　（回）	15,500	16,000	16,500			
46	Ⅱ	（3）	6	①	在宅で療養する患者に対し、訪問して薬剤管理を実施し、必要に応じて多職種や機関につなぐことのできる薬剤師の養成のため、薬剤師会が実施する所定の研修を受講した薬剤師を認定しているが、受講者の確保や受講後の認定薬剤師の活動促進を、薬剤師会と連携して進めていく必要がある。	在宅医療介護対応薬剤師の認定	在宅医療の分野で活躍できる薬剤師を増強するため、市の薬剤師会と連携し、在宅医療介護対応のための研修を実施し、受講した薬剤師を認定します。 診療報酬改定において、在宅医療に取り組む薬局に対する加算要件が追加されていることも踏まえ、効果的な研修内容を市の薬剤師会と共に企画し、在宅医療介護対応薬剤師を拡充します。				・薬剤師会と連携し、R5年度は39名の研修修了者を認定し、ステッカーを交付した。R5年度末時点の認定者数は65名となった。 ・認定薬剤師を中心に、服薬拒否、薬物管理等在宅療養に関する薬剤師の役割をテーマとした地域ケア会議を実施した。 （地域ケア会議研修1回　会議2回）	◎	【課題】 ・健康サポート薬局や診療報酬上のかかりつけ薬剤師等、類似制度があり、それらとの差別化を図る必要がある。 ・今後も継続して在宅訪問を行う薬剤師を増やしていくとともに、多職種の連携を促進し、在宅での服薬に関する問題に対応する必要がある。 【対応策】 ・在宅医療に参加する薬剤師を増やすため、引き続き研修を薬剤師会と連携して実施する。 ・薬剤師会と連携して市独自の制度であることを薬局等に周知する。また、独自のステッカーを薬剤師会と協力し作成する。 ・認定薬剤師を中心とした地域ケア会議を実施し、在宅療養に関する薬物療養の問題を多職種連携で検討する。
							認定者数（人）	60	65	70			
47	Ⅱ	（3）	7	①	入退院時は、療養の場所が大きく変化することから、サービス内容が大きく変容する可能性がある。 このため、医療・介護専門職間の情報共有を円滑に行う取組みが必要となっており、令和2年度に千葉市医師会など市内専門職の団体と協力して作成した「入退院支援の手引き」を活用し、連携の推進を図る。	入退院支援の強化	入退院時など、療養する場所が変化する際にも、継続して質の高いケアが提供されるように、「千葉県地域生活連携シート」の活用を促進するため、病院窓口一覧などを情報提供します。市内病院の地域連携室担当とケアマネジャーなどの関係者とのネットワークを支援し、入退院時に係る具体的な手引きの作成を進めます。				・ケアマネジャー、訪問看護師など向けの病院窓口一覧の更新を行い配布を行なった。 ・多職種連携会議や地域ケア会議において、退院退所カンファレンスなどにおける課題を抽出した。	◎	【課題】 ・入退院に関する、病院とケアマネジャー等の在宅支援チームの情報連携を円滑に実施するため、継続して入退院支援の手引きを活用していく必要がある。 ・入退院に関する制度や情報を周知し、専門職のスキルアップを図る必要がある。 ・令和6年度診療報酬・介護報酬改定にあわせて、入退院支援の手引きを一部改訂する必要がある。 【対応策】 ・病院窓口一覧の情報を逐次更新し、関係各所への配布を継続するとともに、引き続き入退院に関する課題や問題の抽出をテーマにした多職種連携会議を実施。 ・入退院支援の手引きを改訂するため、市医師会などの関係団体と連携して検討を進める。
48	Ⅱ	（3）	8	①	終末期の医療や介護のケアについて、支援する専門職の支援のため、関係機関と連携して、研修や講演会を実施するとともに、市民向けに終末期を迎えても自分らしく過ごす在宅支援の在り方について、シンポジウムを開催し、終末期の在宅療養について普及啓発する。	終末期における医療・介護の連携促進	終末期を迎えても在宅で継続して過ごすため、専門職向けの終末期ケアの研修と相談支援を実施し、終末期の在宅医療・介護連携を構築します。 終末期に関する意識を高めるため、エンディングサポート事業の一環として、市民向けの講演会などを開催します。				・人生の最終段階における医療・介護連携に基づく意思決定支援に関する専門職向け意思決定支援の手引きを作成した。 ・市民向け終末期医療シンポジウムをエンディングサポート事業の一環として実施した。（R5:15回延べ参加人数802人） ・終活及び終末期をテーマとした検討会を、地域ケア会議などと協働して実施した。	◎	【課題】 ・作成した意思決定支援の手引きを活用し、専門職のスキルアップを図るとともに、市民向けにも啓発を図る必要がある。 【対応策】 ・医療・介護専門職及び有識者と連携し、専門職向けの研修会等を実施するほか、患者を主体として関係者と将来の変化に備える人生会議等をテーマとした市民講演会を実施することで、普及啓発を図る。 ・人生会議等の市民向け周知を進める。
							シンポジウム参加者数（人）	150	200	300			
49	Ⅱ	（4）	1	①	終活の死後事務や財産処分など、支援する専門職にとって大きな負担となっている現状がある。 とくに身寄りのない高齢者や低所得者の意思決定支援や葬祭の執行などが課題となっていることから、民間事業者や企業と協力して、相談や普及啓発を行い、終活に備えた仕組みづくりが必要になっている。	エンディングサポート（終活支援）	終末期の医療・介護や死後の葬儀・埋葬・財産処分などの問題も含めた終活に関する相談支援を行い、エンディングに関する不安解消に繋げます。 終活の啓発を行うために、リーフレットの作成・配布、市民向け講演会を開催します。				身近に終活に触れ考えることができるよう、民間企業と連携し、あんしんケアセンターを中心にセミナー開催や相談を継続した。また、専門職の対応力向上に向け、研修のほか、意思決定支援に関する手引きを作成した。 ・市民向けセミナー　開催回数　37回 ・専門職向け研修　開催回数　8回 ・相談件数　267件	◎	【課題】 「終活」という言葉を知っているが、「終活」を自分事として考えている市民がまだ少ない。 【対応策】 終活を自分事として考えられるよう、あんしんケアセンターを中心にセミナーや講演会等を実施し、終活として具体的に取り組むべきことなどのさらなる普及啓発を図る。
50	Ⅱ	（4）	2	①	終活の死後事務や財産処分など、支援する専門職にとって大きな負担となっている現状がある。 とくに身寄りのない高齢者や低所得者の意思決定支援や葬祭の執行などが課題となっていることから、民間事業者や企業と協力して、相談や普及啓発を行い、終活に備えた仕組みづくりが必要になっている。	エンディングサポート体制の充実	市民のニーズ調査や、関係団体との意見交換を行い、低所得の高齢者を含めた全ての高齢者が、必要な死後事務・生活支援等に関するサービスを受けることができる体制を検討します。				身近に終活に触れ考えることができるよう、民間企業と連携し、あんしんケアセンターを中心にセミナー開催や相談を継続した。また、より利用しやすいサービスとなるよう他自治体の動向や民間企業の商品化の情報収集に努めた。 ・市民向けセミナー開催回数　37回 ・相談件数　267件	◎	【課題】 「終活」という言葉を知っているが、「終活」を自分事として考えている市民がまだ少ない。 【対応策】 終活を自分事として考えられるよう、あんしんケアセンターを中心にセミナーや講演会等を実施し、終活として具体的に取り組むべきことなどのさらなる普及啓発を図る。

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容							R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組 事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪				実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
							指標項目（単位）	（R3）	（R4）	（R5）			
51	Ⅱ	（4）	3	①	終末期の医療や介護のケアについて、支援する専門職の支援のため、関係機関と連携して、研修や講演会を実施するとともに、市民向けに終末期を迎えても自分らしく過ごす在宅支援の在り方について、シンポジウムを開催し、終末期の在宅療養について普及啓発する。	終末期における医療・介護の連携促進【再掲：Ⅱ（3）8】	終末期を迎えた高齢者が自宅で継続して過ごせるよう、専門職を対象に終末期ケアの研修を実施するほか、相談支援を行い、終末期の在宅医療・介護連携を構築します。 終末期における意識を高めるため、市民向け講演会などを開催します。				・人生の最終段階における医療・介護連携に基づく意思決定支援に関する専門職向け意思決定支援の手引きを作成し、ACPの対応力の向上、普及啓発を図った。 ・市民向け終末期医療シンポジウムをエンディングサポート事業の一環として実施した。（R5:15回延べ参加人数802人） ・終活及び終末期をテーマとした検討会を、地域ケア会議などと協働して実施した。	◎	【課題】 ・作成した意思決定支援の手引きを活用し、専門職のスキルアップを図るとともに、市民向けにも啓発を図る必要がある。 【対応策】 ・医療・介護専門職及び有識者と連携し、専門職向けの研修会等を実施するほか、患者を主体として関係者と将来の変化に備える人生会議等をテーマとした市民講演会を実施することで、普及啓発を図る。 ・人生会議等の市民向け周知を進める。
							シンポジウム参加者数（人）	150	200	300			
52	Ⅱ	（5）	1	①	高齢者が地域で安心して暮らし続けられるように、地域交流の場の活性化や地域住民による見守りや支え合い活動の促進などをさらに進めていくことが求められる。また、日常生活に支障がある方や複雑化・複合化している課題を抱える方に対して適切に支援を実施する体制を構築する必要がある。	コミュニティソーシャルワーク機能の強化	複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び支え合い活動等の地域の取組みの立ち上げの支援をより一層推進するため、社会福祉協議会各区事務所に配置されているコミュニティソーシャルワーカーを１名から２名に増員し、地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築を図ります。				・コミュニティソーシャルワーカーが、複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対し、個別支援を行うとともに、個別支援を通した地域課題の把握や地域のニーズに応じた地域における支え合いの仕組みづくりの構築を図った。 ・コミュニティソーシャルワーカー会議　年１２回開催した。	○	【課題】 支援が必要になっても自分らしく地域で暮らし続けていくためには、地域住民等では解決できない複雑化・複合化した地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築が求められている。 【対応策】 コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援や、地域との強い繋がりを活かした関係団体との連携がより一層重要となるため、引き続き千葉市社会福祉協議会を支援し、コミュニティソーシャルワーク機能の強化に努める。
53	Ⅱ	（5）	2	①	高齢者が増加する中で、地域住民同士の共助及び互助をもとに地域住民等が主体的に実施する介護予防に関する支援活動を広げていく必要がある。	地域支え合い型訪問支援・通所支援	買い物、調理等の生活支援サービスや、体操教室・サロン等を通じた日中の居場所づくりを行う町内自治会やNPO法人等への助成を行います。				買い物、調理等の生活支援サービスや、体操教室・サロン等を通じた日中の居場所づくりを行う町内自治会やNPO法人等への助成を実施した。 「はじめての地域見守り・助け合い活動スタートガイド」の活用による周知等を行った。 【補助金交付（訪問支援）】 支援実施団体数　3団体 ・補助対象利用者数　延べ25人 【補助金交付（通所支援）】 支援実施団体数　4団体 ・支援実施場所数　6か所 ・補助対象利用者数　延べ967人 【登録団体数】 訪問支援　6団体 通所支援　9団体	○	【課題】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、申請が低調となった。登録団体数が少なく、利用者が伸び悩んでいる。 【対応策】 効果的な周知方法を検討するとともに、引き続き、生活支援コーディネーター等との連携を行い、登録団体数・利用者数の増加を図る。
							登録団体数（団体）	訪5 通10	訪6 通12	訪7 通14			
54	Ⅱ	（5）	3	①	高齢化や核家族化が進み、ごみ出しが困難な高齢者や障害者世帯が増加しているため、ごみ出しを支援する必要が生じている。	高齢者等ごみ出し支援	ごみ出しが困難な一人暮らし高齢者等の世帯に対して、協力員によるごみ出し支援を行う団体への助成を行います。				ごみ出し支援を行う団体の増加を図るため、引き続き、制度周知等を行うとともに、ごみ出しが困難な一人暮らし高齢者等の世帯に対して、協力員によるごみ出し支援を行う団体への助成を行った。 ・補助金交付による支援世帯数 延べ世帯1,206世帯 ・登録団体数　45団体	○	【課題】 活動の担い手となるごみ出し支援を行う団体が少なく、対象世帯であってもごみ出し支援を受けられないケースが少なくない。 【対応策】 より効果的な周知方法を検討するとともに、引き続き、HP等により周知を行う。
							登録団体数（団体）	51	56	61			
55	Ⅱ	（5）	4	①	高齢者が増加するなかで、在宅で高齢者を介護する家族の身体的、精神的負担をいかに軽減するかが課題となっている。	家族介護者支援	在宅で高齢者を介護する家族が、日常介護で特に困難と感じている介護技術の習得を支援するため、訪問レッスンや家族介護者研修を実施するとともに「家族介護者支援センター」において家族介護者の相談に対応し、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。				在宅で高齢者を介護する家族の身体的、精神的負担を軽減するため、引き続き、制度周知等を行うとともに、家族介護者研修を実施するほか、訪問レッスンや家族介護者に対する相談対応　（オンラインによるものを含む。）を行った。 ・延べ研修参加者人数：98人 ・訪問レッスン実施件数：106件	◎	【課題】 家族介護者研修受講者に対するアンケートで、本事業の認知度が低かったた。 【対応策】 より効果的な周知方法について検討するとともに、引き続き、HP等により周知を行う。
							延べ研修参加者数　（人）	50	55	60			
							訪問レッスン実施件数（件）	55	60	65			
56	Ⅱ	（5）	5	①	ひとり暮らし等の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の高齢者宅への定期的な訪問など、高齢者の見守りにつながる地域活動を開始しやすい環境を整備する必要がある。	高齢者見守りネットワークの構築	地域における見守り活動を実施するための活動拠点整備に係る初期費用を助成することにより、地域見守り活動の促進を図ります。				地域において新たに見守り活動を実施する団体に対し、初期費用の一部を助成し、地域の見守り活動の立ち上げを促進を図った。 「はじめての地域見守り・助け合い活動スタートガイド」の活用による周知等を行った。 ・初期費用交付活動団体数：3団体	◎	【課題】 活動団体の立ち上げを促すことができるが、継続的な活動に対する支援ではないため、立ち上げ後の活動状況の把握ができていない。 【対応策】 活動状況を把握し、支援のあり方を検討するとともに、引き続き、HP等により周知を行う。
							初期費用交付活動団体数（団体）	2	2	2			

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容						R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組 事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪			実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
							指標項目（単位）	（R3）	（R4） （R5）			
57	Ⅱ	（5）	6	①	一人暮らしの高齢者などが緊急時にSOSを出せない状況を回避する必要がある。	緊急通報システムの活用	一人暮らし高齢者などの居宅に電話回線を利用した緊急通報装置を設置し、安否確認や緊急時の対応を行います。			ひとり暮らし高齢者などの居宅に電話回線を利用した緊急通報装置を設置し、安否確認や緊急時の対応を行った。 （R5年度） 利用者数：4,643人 通報件数：325件（うち搬送件数：212件）	◎	【課題】 利用者が毎年増加し、事業費も高齢者数の伸び以上に増加しており、財政的負担が大きい。 【対応策】 高齢化により利用者が増加し続けることが見込まれる中でも、本制度を維持するために、他政令市の状況等を参考に利用要件やサービス内容を精査し、制度の見直しについて検討していく。
58	Ⅱ	（5）	7	①	本制度は、日常業務で地域を巡回しているライフライン事業者や宅配業者などの協力により、高齢者宅などの異変を発見した場合、区に通報してもらうことで、地域における孤独死の防止に努めるものである。 孤独死を防止するためには、より多くの目で見守る必要があることから、協力事業者の拡大を目標に掲げている。 また、孤独死増加の要因の一つとして、地域で支え合う機能の低下が挙げられることから、本制度を充実させ、地域住民に周知することで、地域による見守り活動の重要性を啓発していく必要がある。	孤独死防止通報制度	連絡会議の開催や事業者向け携行用カードの配布により、既存のライフライン事業者や配達事業者等の協力事業者に対して制度の周知を徹底するとともに、新たな協定締結に向けて各企業に働きかけを行います。				新たに2事業者と協定を締結した。 また、協定事業者の連絡会議を、令和6年３月２２日に開催した。	◎	【課題】 孤独死を防止するためには、より多くの目で見守る必要があるとともに、地域で支え合う機能を強化していく必要がある。 【対応策】 協力事業者に携行用カードを配布し、制度の周知徹底を図るとともに、日常業務で地域を巡回している事業者などに対し、新たな協定締結に向けて働きかけを行う。 また、地域住民へ本制度を周知し、地域での見守り活動の重要性を啓発する。
							新規協定締結件数（件）	1	1 1			
59	Ⅱ	（5）	8	①	本市の人口は、昭和４０年代に入居が始まった大規模団地の建設などにより、急増したこともあり、そういった団地では高齢化が顕著である。また、集合住宅の構造上の問題として、エレベータが設置されておらず階段での昇降など、高齢者の外出を阻害する大きな要因となっている。	高齢者の移動支援	交通部局や社会福祉協議会等と連携し、高齢者の日常の買い物や通院などの支援に関する施策を推進します。			階段の昇り降りが困難な高齢者等に対し、階段昇降機を活用して階段昇降を支援する介護サービス事業所等に対し機器の取得費用・運営経費等の助成を行った。 市内全域において階段昇降支援サービスが利用できる状態に無かったため、引続き補助事業者の募集を行った。 【継続補助団体】3団体 【新規補助団体】2団体	○	【課題】 事業所等に対する階段昇降機の取得費用・運営経費等の助成を行うため補助対象事業者の募集を行い、市内全域において階段昇降支援サービスが利用できる状態にあるが、利用者のニーズに応えるためには各区に1か所程度の事業所が必要となる。 【対応策】 引き続き全区に補助事業者が所在するよう補助事業者の募集をし、助成を行う必要がある。
60	Ⅱ	（5）	9	①	高齢者がペットと暮らすことにより、健康増進効果・介護予防効果があると言われている一方、最後までペットの世話が出来ないことを理由にペットを飼うことを諦めている高齢者も多いことから、高齢者が生きがいを持ち、安心してペットと生活できる環境をつくる必要がある。	高齢者等を対象者としたペットによる生きがいづくり	高齢者が生きがいを持ち、安心してペットと生活できる環境をつくるため、一時飼育ボランティアへの高齢者の参加促進や、高齢者が将来ペットを飼育できなくなった場合に備えた支援をモデル的に実施します。			新型コロナウイルス感染症の影響により、協定締結および事業実施を延期した。	×	【課題】 新型コロナウイルス感染症の影響により、施設との協定締結などの事業が進んでいない。 【対応策】 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、早期の事業開始に向けた準備を進めながら、事業開始後の必要な対応について検討していく。
61	Ⅱ	（5）	10	①	地域運営委員会の結成に必須となっている団体間の活動エリアが異なっていることや、制度に対する理解が進まず、合意形成を得られない等の理由により、設立が伸び悩んでいる。	地域運営委員会の設置促進	将来にわたり、住民同士の助け合い、支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、概ね小・中学校区単位に地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設置を促進します。（設置数：18団体）			地域担当職員を対象に、地域運営委員会制度の理解促進等を目的とした研修会を実施した。 また、昨年度までに行っていた地域へのヒアリング調査をもとに、地域運営委員会制度の改正を行った。 個別の地区から設立等にかかる相談がある場合には、逐次対応している。	○	【課題】 地域運営委員会については、既に地域内で連携が取れており必要性が実感されづらい、必須５団体（地区町内自治会連絡協議会、社会福祉協議会地区部会、地区民生委員・児童委員協議会、中学校区青少年育成委員会、地区スポーツ振興会）の活動区域が異なっている、委員会設立に伴う負担が大きい、といった課題があり、新規の設立には至らなかった。 【対応策】 過去のヒアリング調査をもとに地域運営委員会の設立要件について見直しを行い、令和6年４月から構成団体は原則上記5団体としつつ、地区町内自治会連絡協議会を含む3団体以上が構成団体となれば設立を可能とする制度改正を行った。 未設置となっている各地区の実情等を把握し、これを踏まえた支援策を検討、実施するとともに、必要に応じて制度の改善に努める。
62	Ⅱ	（5）	11	①	ひとり暮らし高齢者や要介護状態の高齢者などが増加するなか、地区部会が行うふれあい・いきいきサロンは、高齢者に対して、地域とのつながりや、生きがいを提供するとともに、外出のきっかけを与え、介護予防や重度化の防止にも役立つことから、開催の拡大を目標に掲げている。 市内全域において、サロン活動等の地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、人材育成、健康づくりなど、広く地域福祉の推進に取り組む、社会福祉協議会地区部会の活動を支援する。	社会福祉協議会地区部会活動の支援 （千葉市社会福祉協議会補助金（地域ぐるみ福祉ネットワーク事業））	地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、担い手の拡大、健康づくりなど、地域福祉の推進に取り組む社会福祉協議会地区部会の活動を支援します。			千葉市社会福祉協議会を通じて、地区部会が実施する「ふれあい・いきいきサロン」等の活動を支援した。 【令和5年度の実績（市社協）】 ・見守り活動　41地区（267町内自治会） 〇ふれあいいきいきサロン　3,593回 〇子育てサロン　580回 〇散歩クラブ　480回 ・ふれあい食事サービス　155回 ・地区部会だより　120回 〇地区部会ボランティア講座　80回 （※　〇…補助金充当事業　）	◎	【課題】 地域に暮らす、様々な世代や境遇の人がともに助け合って生活していく社会を実現するためには、地域資源を活用した居場所づくりや、ボランティアによる助け合い活動等の拡充を通じて、住民の相互理解を深め、地域における人と人とのつながりを構築していく必要がある。 【対応策】 引き続き、千葉市社会福祉協議会を通じ、社協地区部会の活動を支援する。
63	Ⅱ	（5）	12	①	千葉市社会福祉協議会が運営する、千葉市及び各区ボランティアセンターにおいて、ボランティア情報の提供、ボランティア講座の開催、活動施設や書籍の貸出等を行うことで、ボランティア活動の普及・啓発、育成及び支援を行う。 地域福祉活動を発展させていくためには、新たな活動の担い手を確保する必要があることから、ボランティア登録者数の拡大を目標に掲げている。 （令和２年度末ボランティア登録者数：6,870人）	ボランティア活動の促進（千葉市社会福祉協議会補助金（ 地域ぐるみ福祉ネットワーク事業））	ボランティア活動を促進させるために、千葉市ボランティアセンター及び各区ボランティアセンターが行う情報提供や講座の開催、施設の貸出し等のボランティア育成事業を、市ホームページなどで紹介するとともにボランティアコーディネート等に必要な支援を実施します。			市民のボランティア活動への積極的な参加を促すため、ボランティアセンターで情報提供や講座の開催を行い、ボランティアの育成を図った。 また、ボランティア活動にご利用いただけるよう、施設や書籍などの貸出しを行い、ボランティア活動を行う人を支援した。 【令和5年度の実績（市社協）】 新規個人ボランティア登録者数（人） 227人	○	【課題】 高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響から、市民のボランティア意欲に低下傾向がみられる。 指標上は自己評価が「◎」となるが、R4実績よりも減少しているため評価を「○」とした。 【対応策】 地域の特性に合わせた多種多様な講座を開催し、新規個人ボランティア登録者数の増加を図るとともに、更なる魅力的な講座の企画・立案を行う必要がある。
							新規ボランティア登録者数（人）	160	180 200			

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容					R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組 事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪ 指標項目（単位）	（R3） （R4） （R5）	実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
64	Ⅱ	（5）	13	①	一人暮らし高齢者や要介護状態の高齢者が増加しており、高齢者が自分らしく安心して暮らし続けられるよう日常生活圏域単位で生活支援コーディネーターを配置し、自治会・民生委員・社協等と連携し、生活支援・介護予防サービスを提供できるように取り組む必要がある。	生活支援体制の充実【再掲Ⅰ（1）9】	第2層（日常生活圏域を担当）生活支援コーディネーターを全てのあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた、生活支援・介護予防サービスを提案していきます。 第2層生活支援コーディネーター配置区域数（団体） 6区28圏域 6区28圏域 6区28圏域	第2層生活支援コーディネーターの全あんしんケアセンターへの配置を進め、地域関係者と連携し、地域のニーズや資源の把握・共有に努めるとともに、地域の生活支援サービス（インフォーマルを含む）の把握、活動支援、創出等に取組み、生活支援・介護予防サービスに繋げた。 ・6区26圏域に配置	◎	【課題】 コロナの影響も伴い、担い手の高齢化等の課題が浮き彫りとなり、住民主体の活動の継続・再開が困難になっている。 【対応策】 地域資源の調査を通じた活動状況の把握を継続するとともに、協議体を活用するなどして、民間企業や庁内関係部署との連携を推進し、生活支援体制整備の深化・推進に取り組む。 未配置圏域については、受託法人に対して引き続き配置を促す。
65	Ⅱ	（6）	1	①	要配慮者の支援体制構築のため、町内自治会等の地域の支援者に避難行動要支援者名簿を提供しているが、要配慮者一人一人に合わせた個別支援計画の作成に至っている団体はごく一部にとどまっている。 災害時における支援体制の実効性を確保するため、個別支援計画の作成を促進する必要がある。	災害時要配慮者個別支援計画作成促進	災害時における要配慮者の支援体制構築を促進するため、ケアマネジャーと連携した要配慮者の災害時個別支援計画作成事業をモデル的に実施します。	優先度が高いと考える要件に該当する対象者のうち、同意を得られた者について業務委託を行い、160件の計画を作成した。 なお、効率的かつ実用性の高い計画を作成するため、要件に応じて契約先を民間事業所と福祉事業所に分割した。	◎	【課題】 要支援者の類型ごとに必要となる専門性の違いに応じて契約先を決定することで、効率的に計画を作成することができた。また、福祉事業所が作成した計画では、日頃から密接な関係を築いているケアマネジャー等が作成を担当することで、実用性の高い計画となった。 今後、作成した計画の更新や地域での計画作成について検討していく。 【対応策】 前年度を踏襲し、要支援者の類型に応じて契約先を決定し、計画作成を推進する。 また、更新や地域での計画作成については、PTを中心に当事者や関係事業者の意見を踏まえて検討を進める。
66	Ⅱ	（6）	2	①	災害時における安否確認や迅速な避難支援などに活用する名簿を作成し、町内自治会などと協力して避難行動要支援者を支援する体制を構築する。 　より多くの団体へ提供することを目標としているが、提供率が令和2年度末実績で約35％であり、今後さらなる周知を図る必要がある。	避難行動要支援者の支援体制の強化	災害時に、高齢者・要介護認定者・重度の障害者・難病患者等要支援者の安否確認や迅速な避難支援などに活用する名簿を作成し、町内自治会や自主防災組織等での活用を促進することにより、地域における避難支援等の体制構築を推進します。 また、名簿にハザードマップ情報（土砂災害警戒区域等の該当有無）を追加することにより、支援体制の強化を図ります。 名簿提供率（％） 35.5 37.0 38.5	名簿の提供率は約40%となった。 避難行動要支援者名簿の未提供団体への勧奨通知と併せて、各団体の要支援者支援に対する実態や名簿提供の妨げとなっていることなどのアンケートを実施した。 また、提供団体に対しては、活動事例等の現況調査を実施した。	◎	【課題】 町内自治会等は、個人情報を管理することへの負担感のほか、名簿の活用方法が不明瞭なことが提供をうけることの妨げとなっている。 【対応策】 個人情報を取り扱うことへの負担感を軽減できるような仕組みを検討するとともに、名簿提供団体や他市町村の活動事例を収集し、マニュアルを更新する。
67	Ⅱ	（6）	3	①	災害時における高齢者等の要配慮者の円滑な避難体制を構築するためには、平時から関係者の協力が必要であるが、高齢者施設等との拠点的福祉避難所の開設運営訓練ができていない状況である。 障害者施設の開設運営訓練は平成30年度に実施済みであるので、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら訓練を実施し、防災、区地域振興課、施設等との連携を推進する。	福祉関係者・高齢者施設等との連携協力による拠点的福祉避難所の開設運営	災害時に、ケアマネジャー等の福祉関係者及び高齢者施設の協力により、拠点的福祉避難所を開設し、在宅または一般避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、連携して支援に取組みます。 平常時から備蓄物資を配備し、防災訓練を実施するとともに、災害時には防災部局と連携して必要物資を輸送します。	・花見川区で、拠点的福祉避難所開設訓練を行った。 ・令和5年度に新設された高齢者施設と拠点的福祉避難所の協定を締結した。 ・令和5年度に協定を結んだ施設に、防災備蓄品を配備した。 ・拠点的福祉避難所の協定新規締結数：3施設 ・防災備蓄品を配備した施設：3施設	◎	【課題】 拠点的福祉避難所開設訓練を未実施の区が存在する。 【対応策】 直近数年で拠点的福祉避難所開設訓練を未実施の区において訓練を実施する。 併せて新設高齢者施設等との拠点的福祉避難所に関する協定締結及び防災備蓄品の支給を進める。
68	Ⅱ	（6）	4	①	令和元年度の台風被害により、市内高齢者施設においても大規模かつ長期にわたっての停電などが発生し、利用者の生命や健康が脅かされる事態となった。 高齢・介護施設等において停電などが発生した場合、利用者の生命や健康が脅かされることとなる。	高齢・介護施設等への非常用自家発電設備の整備	高齢・介護施設等において大規模かつ長期にわたって停電などが発生した場合、利用者の生命や健康が脅かされることとなるため、各施設等が行う非常用自家発電設備等の整備を支援します。	国の令和5年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、希望施設施設に対して、非常用自家発電設備の費用を助成を行う計画だったが、事業完了せず繰越となった。 （予算額・決算額に同交付金の別メニューも含む）） 　R5繰越6施設のうち、老健2及びGH2は協議辞退、特養2施設はR6に繰越した。	△	【課題】 国交付金の活用により整備が進んだが、物価高騰、建築費用や人材確保に要する経費の増加を背景に、法人都合による整備辞退の申し出があった。また、特に認知症対応型共同生活介護事業所の半数程度が未設置の状況となっている。 【対応策】 物価その他の社会情勢に影響は受けるものの、利用者の生命、健康を守るためのものであるため、整備につながるよう案内を継続する。
69	Ⅱ	（6）	5	①	本市では全世帯数の約6割をカバーする自主防災組織が結成されている（令和3年3月31日現在1，030組織）。 しかし近年、自主防災組織の新規結成数は伸び悩んでいるため、必要性及び制度内容について周知をし、結成数の増加を図る必要がある。	自主防災組織の結成育成	地域住民の助け合い（共助（互助））による自主防災組織の結成及び活動助成等を行うとともに、防災アドバイザーを派遣し、平常時の防災活動を支援することにより、活発な活動を進めます。 自主防災組織の新規結成数（組織） 16 16 16	自主防災組織の結成や活動を支援するため、活動助成等を行った。 設置助成件数（金額）：2件（262千円） 活動助成件数（金額）：342件（4,252千円） 資機材購入・賃借（再）助成件数（金額）：64件（4,883千円） 防災アドバイザー派遣回数：11回 ※自主防災組織数1,024組織（令和6年3月末現在） 　結成率58.1%、活動カバー率95.8% （結成率＝全世帯に占める自主防災組織加入世帯数、カバー率＝全世帯に占める自主防災組織の活動範囲に含まれる地域の世帯数）	△	【課題】 ①活動カバー率は堅調だが、自主防災組織率は横ばいとなっている。 ②自主防災組織活動の活性化及び充実を図る必要がある。 ※自主防災組織数は横ばいとなっているが、活動助成件数及び資機材購入・賃借（再）助成件数が増加しているため、自己評価を「△」とした。 【対応策】 ①自治会やマンション管理組合等への結成促進、広報・周知活動を行う。 ②防災アドバイザーの効果的な活用を図り、結成促進・育成・活動支援を行う。 ③助成内容をより効果的で活用しやすいものに見直しを行う。
70	Ⅱ	（6）	6	①	災害時に迅速かつ円滑に避難所の開設・運営を行うため、運営委員会の活動を支援するための補助金制度を活用することにより、活動の活性化及び地域防災力の更なる向上を図る必要がある。	避難所運営委員会の設立育成	災害時に避難所の迅速な開設及び円滑な運営を行うため、地域の町内自治会等が主体（共助（互助））となる避難所運営委員会の設立を促進するとともに、活動に要する経費を助成し運営体制の構築を図ります。 活動支援団体数（団体） 167 176 185	・避難所運営委員会活動支援補助金　165団体交付（地域運営委員会の補助金含む） ・令和4年度に制作した感染症対策を踏まえた避難所開設・運営動画について、周知・啓発を行った。 ・また、令和5年5月に全避難所運営委員会に対し、活動状況や補助金の活用状況についてアンケート調査を実施し、各団体の状況把握に努めた。	○	【課題】 アンケート調査の結果、避難所運営委員会活動支援補助金に対して、活動が活発的な組織や設立後間もない組織から現状の補助限度額30,000円では、活動する上で足りないとのご意見を多数いただいている。 また目標は上回っているが、R4実績よりも減少しているため、自己評価を「○」とした。 【対応策】 アンケート結果も踏まえ、避難所運営員会活動補助金の拡充に向けて取り組む。

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容							R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪				実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
							指標項目（単位）	（R3）	（R4）	（R5）			
71	Ⅱ	（6）	7	①	地域における防災リーダーの担う重要性が増していることから、防災リーダーの養成を行い、習得した知識・技術を自主防災組織等の活動に還元することにより、地域防災力の向上を図る必要がある。	防災知識の普及啓発	出前講座や広報紙による防災情報の発信や、防災ライセンス講座、防災ライセンススキルアップ講座及び防災リーダー研修会の開催により、防災知識の普及・啓発に努めます。				出前講座や広報紙により防災情報を広く伝えるとともに、防災に対する意識を向上させるために、防災ライセンス講座、防災リーダー研修会を開催した。また、防災ライセンススキルアップ講座では家具転倒防止対策のコースを新設するなど、受講機会の増加と、防災アドバイザーが指導・助言できる知識や技術の拡充を図った。 ・防災ライセンス講座…5回（受講人数計161人） ・防災ライセンススキルアップ講座…9回（受講人数計152人） ・防災リーダー研修会…10/25（受講人数202人）	◎	【課題】 講座受講者数が維持されるよう、講座内容や開催時期を検討し、講座を開催する必要がある。 【対応策】 R5年度と同等程度の研修・講座機会の確保を継続するとともに、防災ライセンススキルアップ講座の新設コースを検討する。
							防災ライセンス及びスキルアップ講座受講人数（人）	160	160	160			
72	Ⅱ	（6）	8	①	メールを受信できる端末を所有していない市民に向けて、家庭の固定電話に電話・FAXで災害時緊急情報を配信するサービスを令和元年12月より開始したが、令和2年度末時点で登録数が350人程度にとどまっているため利用者数の増加を図る必要がある。	災害等緊急情報の配信	気象庁が発表する警報・注意報等や、市の避難所開設情報等について携帯電話やスマートフォン、パソコンに電子メールで配信し、災害に対する注意喚起を実施するとともに、高齢者等の電子メールを受信できる機器を所有していない方には、各家庭の固定電話またはFAXに災害情報を配信します。				広報誌や市ホームページでの周知や各種行事におけるチラシ・申込用紙の配布に加え、コミュニティセンターや市民センター、公民館などの施設に配架を行い、幅広く周知して利用者数の増加を図った。（R5末時点登録者：357人）	△	【課題】 利用者数は年々増加しているが、千葉市の世帯数と比べると十分とはいえない。 【対応策】 引き続き広報誌や市ホームページ、各種行事の際にチラシ・申込用紙の配布を行うことで事業内容の周知を図る。
							電話・FAX配信サービス登録者数（人）	500	600	700			
73	Ⅱ	（6）	9	①	新型コロナウイルス感染症の感染拡大初期に比べると、市中にある衛生用品等の在庫及び価格状況は落ち着きを取り戻している。しかしながら、変異型ウイルスが数多く発見され、引き続き感染は続いていることから、国より配布される衛生用品等を定期的に配布していきます。	介護サービス事業所に対する感染防止のための支援	感染症発生に備えて平常時から、マスクや消毒液の衛生用品等の備蓄を促すとともに、感染症発生時には、感染防止のために必要となる情報やマスク、ガウン等の衛生用品の提供等を行うほか、介護サービス利用者または事業所従事者が濃厚接触者となった事業所への支援を行います。				陽性者等が発生した施設等から求めがあった場合に、不足する衛生用品を配付した。	○	【課題】 感染症発生に備えて、衛生用品等の備蓄を施設に促しているが、感染症発生の状況によって施設が備蓄している衛生用品が不足することがある。 【対応策】 在庫を活用し、陽性者等が発生した施設等から求めがあった場合に、不足する衛生用品を配付するとともに、感染防止のための情報周知を行う。
74	Ⅲ	（1）	1	①	高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は増加傾向にある。 認知症の人が社会の一員として活躍ができる地域共生社会を目指すにあたり、認知症への理解を促すとともに、認知症に対する否定的なイメージを払拭する必要がある。	認知症本人の発信支援	認知症への理解を広めるため、認知症の人本人が自身の思いや希望を自らの言葉で発信する場を推進します。				認知症当事者を講師に迎え、講演会を開催したほか、認知症施策に係る会議に当事者が参画するなど、本人発信の場を設けた。 〈認知症当事者が参加したイベント等〉 ・認知症啓発イベント講演会：1回 ・認知症サポーター養成講座 講師：1回 ・認知症カフェ交流会 講演：1回 ・キャラバンメイトスキルアップ研修：1回 ・会議等参加：2回（認知症地域推進全体会、若年性認知症自立支援ネットワーク会議）	◎	【課題】 認知症の方や家族の理解を得て、本人発信の機会を増やすことができた。今後は、認知症基本法の趣旨を踏まえ、本人発信による認知症の普及啓発をさらに推進する必要がある。 【対応策】 認知症の方や家族と相談した上で、無理なく参加できるような場所での開催を検討する。
							認知症本人による講演会（回）	2	4	6			
75	Ⅲ	（1）	2	①	認知症の人を地域で見守り支える社会の構築を推進するため、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成すると共に、サポーターと認知症の人や支援団体をつなぐ仕組みを構築する必要がある。	認知症サポーターキャラバンの活動推進	認知症に関する正しい知識を持って、地域や職場で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き行います。また、認知症になっても安心して暮らし続けられる街づくりを目指し、認知症の人と地域で関わることが多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の企業の方や、子ども・学生を対象とした認知症サポーターの養成を推進します。				地域住民、小中学校及び企業等における認知症サポーター養成講座を開催した。 ・小中学校：49回・4,785人 ・地域住民・企業：96回・2,667人 ・養成者延べ数：96,503人	◎	【課題】 新型コロナウイルスの影響で一時的に開催が減少した状況を脱し、昨年度にくらべ受講者数は増加したが、目標値には達しなかった。引き続き受講機会の確保と周知を推進することにより受講者数の増加を目指す。 【対応策】 認知症ナビでの講座開催状況の掲載を始め、市民対象の講演会等の機会で認知症サポータ養成講座の広報を行う。また、状況に応じ、オンラインによる講座開催の取組についても促進する。
							認知症サポーター延べ養成者数（人）	85,000	93,000	101,000			
76	Ⅲ	（1）	3	①	地域共生社会を目指すにあたり、社会の認知症への理解を広める必要がある。	認知症への理解の促進に向けた普及啓発	世界アルツハイマーデー及び月間の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを実施します。				・イオンリテール株式会社・エーザイ株式会社との共催で、イオンモール幕張新都心において、「認知症を理解しよう2023」イベントを開催した。 （開催日：9/3） ・千葉ポートタワー及び千葉都市モノレールのセントラルアーチを、認知症支援のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップした。（期間：9/19～9/25） （ポートタワーのライトアップについては県と合同実施） ・各図書館にて認知症関連書籍の特設コーナーを設置した。（設置期間：8～10月の中で1か月～1か月半程度）	◎	【課題】 イベント来場者へのアンケートでは、認知症への理解が高まった割合が90%以上となるなど一定の成果が出たが、地域共生社会を目指すにあたり、引き続き社会の認知症への理解をさらに深めていく必要がある。 【対応策】 日頃の普及啓発活動に加えて、引き続き関係機関や企業等と連携し、普及啓発イベントやライトアップ等の取組みを推進する。
77	Ⅲ	（1）	4	①	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和元年12月実施）において、認知症に関する相談窓口の認知度が25.5%であった。 認知症に関する相談窓口を周知する必要がある。	認知症の相談窓口の周知	地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口であるあんしんケアセンター及び認知症疾患医療センター等の相談窓口の情報をケアパス、ホームページにより引き続き周知します。				相談やイベント、講演会、会議等の機会を捉え、市民及び関係者に対し、認知症ケアパス及び千葉市認知症ナビ等の周知を図った。また、必要な情報が随時閲覧できるよう、認知症ナビの更新頻度を増やした。	○	【課題】 認知症ケアパス及び千葉市認知症ナビ等の認知症情報媒体について周知する必要がある。 【対応策】 必要な情報が随時閲覧できるよう、認知症ナビの更新頻度を今後も増やしていく。

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容							R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組 事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪				実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
							指標項目（単位）	（R3）	（R4）	（R5）			
78	Ⅲ	（1）	5	①	若年性認知症に対しての理解や相談先の周知が不足しており、適切に支援に結びついていない場合がある。	若年性認知症への理解の促進	若年性認知症の人が誤解や偏見を受けることなく、社会生活が送れるように若年性認知症への社会の理解を広めます。また、若年性認知症の人が発症初期の段階から必要な支援が受けられるよう、企業等に対して若年性認知症の啓発及び相談先等の情報提供を行います。				若年性認知症支援コーディネーターを中心に、関係機関と連携した相談支援を継続した。また、相談支援やイベント、会議等を通じて、企業等に対し、若年性認知症に関する正しい情報提供を行った。	○	【課題】 65歳未満で発症する若年性認知症は、経済的な問題を含め複数の課題を抱える。世帯の経済面の支援、就労継続のため、個別支援として企業との連絡相談や、生活自立・仕事相談センター、ハローワーク等との連携を実施した。今後も積極的な理解の促進、相談先の情報提供等が必要となる。 【対応策】 若年性認知症支援コーディネーターを中心とし、医療・介護・就労支援等の各種関係機関と連携した相談支援を継続する。早期に相談につながるようリーフレットの配架、認知症ナビの掲載など周知啓発を拡充する。
79	Ⅲ	（1）	6	①	高齢化の進展に伴って、認知症高齢者の増加が見込まれていることから、医療専門職を対象とした、早期発見・早期対応力の向上が必要となっている。	認知症ケアに関する医療従事者向けの研修	早期診断・治療が図られるように、認知症サポート医を養成し、かかりつけ医、病院勤務の医療従事者、歯科医師、薬剤師、看護職員向けの認知症対応力向上研修を実施します。				医師会と連携し、医師を対象としたサポート医養成研修の推薦、かかりつけ医認知症対応力向上研修を実施した。（1回） 病院勤務の医療従事者向けの認知症対応力向上研修を実施した。（1回） 薬剤師会、歯科医師会、県看護協会との連携を密に、薬剤師、歯科医師、看護職員向けの認知症対応力向上研修を、各団体と連携し実施した。（薬剤師：1回、歯科医師：1回、看護師1回） 特に、看護職員向け研修は、市・県の合同開催とし、県看護協会に委託し実施することで、内容の充実、業務の効率化を図った。 病院勤務以外の医療従事者向け研修を実施した。（1回） 国の要綱改正にともなう、新標準カリキュラムへの対応を行った。（歯科医師、薬剤師、看護師）	◎	【課題】 研修の実施について、国の要綱を確認し、適切な実施に努める必要がある。 研修の開催方法等を見直し、受講しやすい環境を整える必要がある。 【対応策】 国の要綱改正にともなう、新標準カリキュラムへの対応を行う。 WEB開催・オンデマンド方式の導入や開催日時を見直すことで、受講者の利便性向上を図る。
80	Ⅲ	（2）	1	①	認知症の早期発見・早期対応の重要性を周知する必要がある。また、認知症予防に資する活動について周知し、活動に繋げていく必要がある。	認知症の早期発見の重要性を含む認知症予防についての理解促進	認知症の早期発見の重要性をホームページやパンフレットにより周知するとともに、市医師会が作成した認知症の簡易検査を行うチェックリストを市ホームページで実施いただくことで、認知症の早期発見・対応に繋げます。				千葉市認知症ナビや認知症ケアパスを利用し、認知症の早期発見・早期対応の必要性について周知した。また、認知症ナビにおいて、認知症の簡易チェックリストを掲載し、早期の相談や受診につなげた。 ・簡易検査（チェックリスト）実施者数：1,913人	×	【課題】 簡易検査（チェックリスト）実施者数について、昨年度よりも倍増したが、目標値との開きが大きい。周知方法を見直し、より多くの市民へ利用を促進していくことが課題である。 【対応策】 認知症ケアパス等あわせ、認知症サポーター養成講座や認知症介護講習会の機会を通じ、積極的な周知を図る。 令和5年10月より、医師会等との協働によるもの忘れチェック事業を開始しており、当該事業を通じ認知症の早期発見に向けた取組みを推進していく。
							認知症初期スクリーニング簡易検査実施者数（人）	6,000	8,000	10,000			
81	Ⅲ	（2）	2	①	各あんしんケアセンター圏域ごとに第2層生活支援コーディネーターを兼ねる認知症地域支援推進員と連携し、認知症に関する普及啓発や高齢者が身近に通える場である認知症カフェの設置を促進する必要がある。	認知症地域支援推進員等の活動の推進（通いの場の創出推進等）	運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、認知症地域支援推進員を中心に、地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、通いの場において、認知症の早期発見、早期対応、重度化防止に向けた医療福祉専門職の連携に努めます。				認知症地域支援推進員、あんしんケアセンター、地域関係者等が連携し、認知症カフェをはじめとする通いの場の開設や運営等の支援を実施した。また、認知症カフェ設置・運営に関しては、一部、補助金を交付した。 ・認知症カフェ数：46 ・認知症カフェ主催者意見交換会：3回 ・認知症カフェ開設者向け説明会：1回 ・補助金交付件数：19件 （新設：6件、継続：13件）	◎	【課題】 認知症地域支援推進員同士の更に情報交換を進める必要がある。また、認知症カフェについては、様々な機会を通じて市民へ周知するとともに、補助金の活用について運営者に対し適切な案内を行う必要がある。 【対応策】 推進員同士の情報交換の場の設定や研修実施により質の向上を図る。また、認知症カフェを主催希望者に対し研修会の実施や、開設者同士の意見交換会等の機会を継続的に設けていく。
							認知症カフェ数（か所）	37	43	49			
82	Ⅲ	（3）	1	①	認知症の早期診断・早期対応に繋げるため、認知症初期集中支援チームの効果的な活動や、関係機関との連携を強化する必要がある。	認知症初期集中支援チームの活用と連携	認知症初期集中支援チームの効果的な活動及び対応力向上に向け、あんしんケアセンター及び認知症疾患医療センター、地域の医療福祉関係機関との連携を強化するとともに、チーム同士の情報交換を行います。				訪問看護ステーションに委託し（各区1か所）、あんしんケアセンターと連携しながら認知症の方の自宅を訪問するなど、認知症初期段階での包括的支援を概ね6か月間集中的に行った。 また、チーム活動の自己評価やあんしんケアセンターとの意見交換会、チーム間会議等を開催したほか、マニュアルを活用した資質向上・平準化に取り組んだ。	◎	【課題】 経済面、家族関係など複合的な課題を抱えていたり、支援拒否傾向にあるような困難事例が増えている。またチームにより対応件数の差がある。 【対応策】 令和6年3月に作成したマニュアルに基づき、また連絡会議等を通してチームのさらなる資質向上及び平準化を図る必要がある。 より適切な支援に向け、引き続き様々な関係機関との連携強化に努める。
83	Ⅲ	（3）	2	①	認知症コーディネーター及び認知症地域支援推進員、あんしんケアセンター等の協力を得ながら認知症カフェは徐々に整備されてきているが、各地域の高齢者が気軽に通えるよう、各地域に認知症カフェを設置する必要がある。	認知症カフェの設置促進	認知症の人とその家族並びに地域住民、専門職等の誰もが気軽に安心して立ち寄ることができる集いの場を地域に増やすことで相互交流を促し、認知症の人本人の重度化防止、家族の負担軽減及び認知症についての知識の普及促進を図るとともに、認知症の人と家族を地域で支える体制を推進します。				認知症地域支援推進員、あんしんケアセンター、地域関係者等が連携し、認知症カフェをはじめとする通いの場の開設や運営等の支援を実施した。また、認知症カフェ設置・運営に関しては、一部、補助金を交付した。 ・認知症カフェ数：46 ・認知症カフェ主催者意見交換会：3回 ・認知症カフェ開設者向け説明会：1回 ・補助金交付件数：19件 （新設：6件、継続：13件）	◎	【課題】 認知症カフェについて、市民への周知を図る必要がある。補助金に関して更なる周知を図ることが課題である。 【対応策】 補助金の交付等により、カフェが安定して開催できる環境を整えることで、認知症の人や家族が気軽に集える場を増やしていく。また、認知症カフェを主催希望者に対し研修会の実施や開設者同士の意見交換会等の機会を設けるなど支援をしていく。
							認知症カフェ数（か所）	37	43	49			
84	Ⅲ	（3）	3	①	認知症を早期に発見し、対応することで、治療可能な認知症の治療や、認知症の進行を遅らせることに繋がる。また、自らが希望する医療や介護の意思表明に繋がるが、認知症の早期発見・早期対応の重要性については十分に認知されていない。早期発見・早期対応の重要性を周知するとともに、体制を構築する必要がある。	医療機関と連携した早期発見・早期対応の体制整備	医療機関との連携により、認知症の早期発見・早期対応の体制を整備します。				市医師会との協働により、医療機関の協力を得て「もの忘れチェック事業」を令和5年10月から開始した。 特定健診などの対象者に対し、郵便により案内を送付し制度利用を促すとともに、認知症ナビにおいて広く制度の周知を図った。 ・制度案内送付者数　2,800人 ・もの忘れチェック受診者数　375人	◎	【課題】 対象者が速やかに医療機関で簡易的なチェックを受けられるよう、市医師会や関係機関との連携や事業周知の継続が必要である。 【対応策】 医療機関への説明や関係機関との連携、ホームページへの掲載や問い合わせ対応、帳票の修正などにより、市民や医療機関、関係機関等への事業周知を図り、円滑な事業実施につなげる。

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容							R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組 事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪				実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
							指標項目（単位）	（R3）	（R4）	（R5）			
85	Ⅲ	（3）	4	①	認知症の早期診断から、認知症の人やその家族が、その時の状態に応じた適切な支援が受けられるように、関係者間の連携の体系化を図る必要がある。	認知症疾患医療センターを中心とした関係機関の連携による早期支援の推進	認知症の人に対する相談・診断等の効果的な対応に向け、認知症疾患医療センターを中心とした、かかりつけ医やあんしんケアセンター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを推進し、認知症の速やかな鑑別診断、診断後の本人・家族へのフォロー等、医療・ケア体制の整備を行います。				認知症疾患医療センターにおいて、専門医療相談や識別診断のほか、関係機関との連携により医療・福祉・介護等の支援を行った。 また、関係機関とのネットワーク構築及び連携のための認知症疾患医療連携協議会を開催した。 ・開催回数　1回	○	【課題】 認知症の早期診断・早期支援のさらなる推進が必要である。また複合的な課題を抱える世帯も増えている中、関係機関が認知症疾患医療センターの鑑別診断・診断後支援や周知啓発活動などを活用し、診断後の包括的な支援体制を構築していく必要がある。 【対応策】 認知症疾患医療センターに関する周知を行うとともに、認知症疾患医療連携協議会等において関係機関とのさらなるネットワーク構築、連携強化を図る。
							認知症疾患医療連携協議会開催数（回）	2	2	2			
86	Ⅲ	（3）	5	①	高齢化の進展に伴って、認知症高齢者の増加が見込まれていることから、医療専門職を対象とした、早期発見・早期対応力の向上が必要となっている。	認知症ケアに関する医療従事者向けの研修【再掲Ⅲ（1）6】	早期診断・治療が図られるように、認知症サポート医を養成し、かかりつけ医、病院勤務の医療従事者、歯科医師、薬剤師、看護職員向けの認知症対応力向上研修を実施します。				・医師会と連携し、医師を対象としたサポート医養成研修の推薦、かかりつけ医認知症対応力向上研修を実施する。 ・病院勤務の医療従事者向けの認知症対応力向上研修を実施する。 ・薬剤師、歯科医師、看護職員向けの認知症対応力向上研修を、各団体と連携し実施する。 ・病院勤務以外の医療従事者向け研修を実施する。	◎	【課題】 研修の実施について、国の要綱を確認し、適切な実施に努める必要がある。 研修の開催方法等を見直し、受講しやすい環境を整える必要がある。 【対応策】 国の要綱改正にともなう、新標準カリキュラムへの対応を行う。 WEB開催・オンデマンド方式の導入や開催日時を見直すことで、受講者の利便性を向上を図る。
87	Ⅲ	（3）	6	①	増加する認知症高齢者の早期診断・早期発見のため、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医などへの相談・助言のできる認知症サポート医を養成する必要がある。	認知症サポート医の養成	認知症に関する専門的な知識と技術を有し、かかりつけ医への助言などを行うとともに、専門医療機関やあんしんケアセンターなどとの連携を図る「認知症サポート医」を養成します。				市内において認知症診療に携わっている医師が、国立長寿医療研究センターの実施する研修に参加する費用を、医師会からの推薦に基づき補助した。（5名） 養成者延べ人数：107名 ・認知症サポート医フォローアップ研修を県と連携して実施した。（1回）	◎	【課題】 医師会と連携し研修の周知を行う必要がある。 養成した認知症サポート医の活用について検討する必要がある。 養成研修の定員超過により受講機会の逸失が起きる可能性がある。 【対応策】 認知症サポート医に認知症対応力向上の講師を依頼するなど、その知識と技能の活用を図る。 養成研修の受講希望者を募集する際に、複数の希望日を記載してもらうなど、定員超過しても可能な限り受講してもらえるよう対応する。
							養成者延べ人数（人）	76	84	92			
88	Ⅲ	（3）	7	①	認知症の早期対応を図るため、高齢者が日頃より受診する診療所の主治医が適切な認知症診断の知識や技術を得る他、家族や本人からの相談対応力の向上が求められている。	かかりつけ医の認知症対応力向上研修	地域のかかりつけ医が早期に認知症を発見し、専門医に繋ぐことができるよう認知症診断の知識・技術などの習得を目的とした研修を実施します。				医師会に委託し、千葉市内で勤務する医師を対象に、認知症対応力向上研修を実施した。 今年度修了者：15名 修了者（累積）：287名 受講者の利便性の向上を図るため、WEB開催とした。	◎	【課題】 身近な医師に相談ができ、早期発見と対応に繋がることで、市民が認知症に対する不安なく生活できる支援体制が必要になっている。 【対応策】 身近な医師に相談できる体制を整えることを目的に、相談の窓口となりうる修了者の情報公開に関して、引き続き医師会を通じて依頼をしていく。
							修了者数（人）	246	256	266			
89	Ⅲ	（3）	8	①	認知症高齢者に関わる実務者等に対し、認知症高齢者の介護等に関する研修を実施することで、市内施設・事業所における介護サービスの質の向上を図っている。 今後も認知症高齢者の増加により、介護サービスのニーズもより高まることから、、引き続き、計画的かつ継続的に研修を実施する必要がある。	認知症介護実践者等の養成	認知症高齢者の介護に関する研修を認知症介護指導者と連携して実施することにより、介護職員の資質向上を図るとともに認知症介護の指導者養成を行い、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図ります。				国が示す研修標準カリキュラムに基づき、委託先や指導者等と連携し、計画的に指導者養成に取り組んだ。 なお、認知症介護基礎研修については、引き続き完全eラーニングにて実施した。 ・受講者数　1,329名	◎	【課題】 認知症介護基礎研修について、無資格の介護従事者の受講必須化の影響により受講者が大幅に増加した。今後も受講希望者が適切に受講できる環境を整える必要がある。また、認知症高齢者の増加により、介護サービスのニーズもより高まっていることから、研修を通じて市内施設・事業所における介護サービスの質の向上を図る必要がある。 【対応策】 認知症介護基礎研修については引き続きeラーニングによる研修体制を整えるとともに、他の研修についても研修実施時期の設定等を適切に行い、受講者が受講しやすい環境を整える。また、市内施設・事業所に対する研修案内を行い、研修受講を促す。
							研修受講者人数（人）	300	300	300			
90	Ⅲ	（3）	9	①	認知症の人を介護する家族や近隣援助者の認知症知識習得及び介護者同士の交流を図ることで介護負担の軽減が図られているが、参加者数が横ばいとなっており、多くの方の参加を促す方法を検討する必要がある。	認知症高齢者家族介護研修	認知症の人の介護者などを対象に研修を開催し、介護の知識や技術を習得するとともに、介護者同士の交流を図ります。				認知症の人を介護する家族等を対象に、医師等による講習会を4回実施した。また、介護者同士の交流の場である交流会を各区で開催した。 ・講習会：229人 ・交流会：　91人　　計：320人	◎	【課題】 講習会については安定した受講者数を確保できているが、交流会については定員を下回ることが多く、さらなる周知が必要である。 【対応策】 市政だよりをはじめ、様々な場において講習会・交流会の周知を図っていく。また、若年性認知症当事者・家族に対しても若年性認知症支援コーディネーターによる個別支援等の機会を通じて参加を促していく。
							介護者講習会・交流会参加者延べ人数（人）	300	300	300			
91	Ⅲ	（3）	10	①	新型コロナウイルスによる外出の機会の減少等により、認知症の本人や介護者からの相談件数は増加している。実際に介護をしてきた家族の立場によるピアサポートを行うことができるのは家族の会であるため、家族支援の視点から、家族の会の周知啓発を行うとともに、あんしんケアセンターとの連携を強化する必要がある。	ちば認知症相談コールセンター	認知症の人の介護経験を持つ相談員が、親身に相談を受ける電話相談や面接相談（予約制）を県と共同で運営します。				認知症の人やその家族等からの各種相談に対し、電話や面接による相談支援を実施するとともに、相談内容に応じて、あんしんケアセンターや認知症疾患医療センター、若年性認知症支援コーディネーター等の各種関係機関へつなげた。 ・相談件数：398件 ・面談件数：6件	◎	【課題】 認知症の本人や介護者からの相談件数は増加しており、様々な相談にも応じられる体制が求められている。 【対応策】 相談件数は増加傾向であるが、引き続ききめ細かな対応及び相談内容に応じた関係機関との連携を図っていく。
92	Ⅲ	（4）	1	①	認知症の人本人が自分の希望や必要としていることなどを語り合う場がなく、認知症の人の社会参加や活躍が阻害されている。認知症の人も社会の一員として捉え、認知症の人とともに地域づくりを進めたり、認知症の本人の意見や視点を認知症施策に反映するためには本人ミーティング等を通して、本人の意見を把握する必要がある。	認知症の人同士の交流の推進	認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組みを推進するとともに、支えられる側としてだけでなく、支える側としての役割と生きがいを持って生活ができるよう、地域活動等に参画する取組みを推進します。				認知症地域支援推進員を中心に関係者と協働し、本人ミーティング開催した。開催場所についても、認知症啓発イベント内での開催や、ファミリーレストランの協力を得て店舗内での開催するなどの取組みを行った。 本人ミーティングの場で発言された本人の想い・ニーズを基に、必要な社会資源につなげたほか、認知症本人の活躍の場を創出した。 ・開催回数：15回 ・参加者数：57人	◎	【課題】 高齢化の進展に伴い認知症の人が増加しているため、新規の認知症当事者の参加者を増やす必要がある。 【対応策】 本人ミーティングを毎月1回以上開催することで、認知症当事者・家族が参加しやすい環境を整えるとともに、認知症ナビや認知症介護講習会・交流会等において本人ミーティングの周知を図る。
							認知症本人ミーティング参加者数（人）	10	15	20			

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容					R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組 事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪ 指標項目（単位）	（R3） / （R4） / （R5）	実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
93	Ⅲ	（4）	2	①	認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成すると共に、、サポーターと認知症の人や支援団体をつなぐ仕組みを構築する必要がある。	認知症サポーターの活動促進	認知症サポーターを対象にステップアップ講座を開催し、地域で認知症の人や家族を支えるボランティア活動を行うサポーターを養成します。 また、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターを認知症の人やその家族の具体的な支援ニーズにつなげる仕組み（チームオレンジ）を構築します。 チームオレンジ数	1 / 3 / 6	認知症サポーターステップアップ講座を開催するとともに、認知症地域支援推進員やあんしんケアセンターと協力し、本人ミーティングや認知症カフェ、地域のイベント等を通して、講座修了者と認知症当事者のニーズとのマッチング支援を行った。 ・チームオレンジ数：6チーム	◎	【課題】 認知症の方や家族の声はもちろん、関わる地域の方の声も聞き、みんなが安心して関わり合い、活動できるような環境整備の構築が必要である。 【対応策】 認知症当事者や家族が、地域に暮らし、認知症を理解し活動を希望されている相手（パートナー）となる方と出会い、繋がる機会の場の提供を行う。
94	Ⅲ	（4）	3	①	高齢者保護情報共有サービス（どこシル伝言板）の周知・浸透が十分とは言えず、引き続き、普及啓発を図る必要がある。併せて、地域での見守り体制の強化に向け、市内警察署や関係機関による連携体制の整備が必要である。	認知症の人を地域で見守る体制の充実	認知症の人が行方不明になった際の早期発見・保護ができるように、市内警察署や関係機関によるSOSネットワークの取組みを推進するとともに、どこシル伝言板（高齢者保護情報共有サービス）の活用や、地域関係者と認知症地域支援推進員が連携した「高齢者見守り声掛け訓練」を実施し、地域の見守り体制の整備を推進します。 高齢者保護情報共有サービス新規利用者数（人）	100 / 125 / 150	認知症の人が行方不明になった際に早期発見・保護ができるよう、市民や関係者・関係機関へどこシル伝言板の周知を図るとともに、認知症地域支援推進員を中心に、地域において、「高齢者見守り声掛け訓練」を実施する。 ・令和5年度利用者数　307名 （うち新規利用者数 87名）	△	【課題】 どこシル伝言板の更なる周知・啓発が必要である。また、地域での見守り体制の強化に向け、市内警察署や関係機関による連携体制の強化が必要である。 【対応策】 認知症ナビや認知症サポーター養成講座等の場において周知を図る他、民生委員や庁内自治会、また警察署等に対し周知への協力依頼を行う。また、高齢者見守り訓練の中でどこシル伝言板の読み取り訓練を取り入れるよう働きかけを行うことで、地域の人への制度の理解を促進する。
95	Ⅲ	（4）	4	①	若年性認知症は働き盛りの年代に発症するため、特有の生活課題に直面しており、それらに対する支援、家族・介護者に対するケア等の支援体制の整備が必要である。	若年性認知症の人や家族への支援体制の整備	企業に対する若年性認知症の啓発、企業やハローワーク等と連携した就労支援の取組みを推進します。 認知症疾患医療センターをはじめとする医療機関やあんしんケアセンター、認知症地域支援推進員等が連携し、若年性認知症の相談支援体制を整備します。 若年性認知症の人や家族が集える機会の充実を図るとともに、寄り添い支える人材の育成、家族支援の仕組みづくりに努めます。		若年性認知症支援コーディネーターを中心に、関係機関と連携した相談支援を継続した。また、個別事例や会議等を通じて、関係機関等と支援における課題の共有した。 ・電話相談件数　747件 ・訪問・面談件数　192件 ・若年性認知症の方と家族の集い　1回 （開催日：12月4日） ・若年性認知症自立支援ネットワーク協議会　1回　（開催日：2月1日）	○	【課題】 65歳未満で発症する若年性認知症は、経済的な問題を含め複数の課題を抱えているため、世帯の経済面の支援、就労継続や福祉サービス利用など喫緊の支援課題が多い。また高齢者の認知症と比較して有病者が少ないため、積極的な社会における理解の促進、相談先の情報提供等が必要である。 【対応策】 会議等を通し課題の共有、検討を行う。若年性認知症支援コーディネーターを中心とし、医療・介護・就労支援等の各種関係機関と連携した相談支援を継続する。会議等を通し課題の共有、検討を行う。
96	Ⅲ	（5）	1	①	高齢化の進展による認知症高齢者の増加や、障害者の親の高齢化による「障害者の親亡き後の課題」など、権利擁護支援のニーズが高まっている。 権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援に繋ぐ体制の構築に向け、医療・福祉・司法関係者をはじめ、高齢者等の生活に関わる地域や金融機関等の権利擁護支援への理解の促進及び連携強化を進める必要がある。 また、成年後見制度を必要とする方が適切に制度を利用できるよう、必要に応じて市長による後見等開始の申立てや成年後見人等への報酬助成を行う必要がある。	成年後見制度の利用促進	中核機関である成年後見支援センターを中心として、制度の普及・啓発、弁護士等による専門相談、申立てに関わる支援を行うとともに、あんしんケアセンターとの連携による、権利擁護支援を行います。 権利擁護支援の必要な人を早い段階で発見し、適切に必要な支援に繋ぐために、司法の専門職、医療・福祉、警察、行政、自治会や民生委員等の地域住民、小売店や金融機関等の高齢者の生活に関わる企業等、関係機関（者）との地域連携ネットワーク構築を推進します。 認知症等により、成年後見制度を利用する必要があるにも関わらず、後見等開始の申立て手続きをする親族がいないなど、制度利用が困難な高齢者を適切に保護するため、申立者への支援や、必要に応じて市長による後見等開始の申立てを行うほか、成年後見人への報酬の助成を行います。 親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、本人の状況を継続的に把握し適切に対応できるよう、後見人、本人に身近な親族、福祉・医療、地域関係者の連携を促進します。 地域連携ネットワーク協議会開催回数（回）	4 / 4 / 4	権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、社会全体で支えていく体制の構築に向け、医療・福祉・司法の関係者の連携による相談支援体制の強化を図るとともに、自治会や民生委員等等の地域住民、小売店や金融機関等の高齢者等の生活に関わる企業や関係機関（者）等との地域連携ネットワーク協議会を開催した。 ・成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワークの構築に向けた専門調査会　2回 ・成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会　1回 計3回	○	【課題】 高齢化の進展による認知症高齢者の増加や、障害者の親の高齢化による「障害者の親亡き後の課題」など、権利擁護支援のニーズが高まっていることから、成年後見制度のさらなる利用促進のための取組みを促進する必要がある。 【対応策】 権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援に繋ぐ体制の構築に向け、医療・福祉・司法関係者をはじめ、高齢者等の生活に関わる地域や金融機関等の権利擁護支援への理解の促進及び連携強化を進める。
97	Ⅲ	（5）	2	①	認知症高齢者の増加や8050問題などにより、高齢者虐待が増加することが予測される。 地域における高齢者虐待の早期発見、早期対応に向け、保健福祉センター、あんしんケアセンター、警察、民生委員等の地域の関係機関（者）の連携強化を図るとともに、虐待相談を対応する相談支援職員の対応力向上による相談支援体制の強化を図る必要があります。	高齢者虐待の予防と早期発見・適切な対応	市民へ高齢者虐待防止のパンフレットによる啓発と相談窓口の周知を行うとともに、保健福祉センター、あんしんケアセンター、警察、民生委員等の地域の関係機関（者）との連携の強化、高齢者虐待防止連絡会の開催等により、地域における高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けてネットワークの強化を図ります。 個別ケース会議や事例検討会等の研修会を開催し、相談を担当する職員の対応力向上を図るとともに、関係者間で対応方針や方向性を共有し対応する等、相談支援体制の強化を図ります。 緊急を要する高齢者虐待の発生時には、必要に応じて警察等と連携し対応する他、被虐待者と虐待者を分離する場合の緊急受け入れ先である施設の居室を確保します。 介護施設等における虐待防止体制を推進するため、新任職員や指導的立場にある職員を対象に研修を行い資質の向上を図るとともに、施設等に対し、虐待防止及び身体拘束に関する指導・監督を引き続き行います。 高齢者虐待防止連絡会開催回数（回）	1 / 1 / 1	パンフレットの配布や講演会等により高齢者虐待防止の啓発と相談窓口の周知を図るほか、保健福祉センター・あんしんケアセンター・警察・、自治会や民生委員等の地域の関係者・関係機関等の連携強化を図るため、連絡会を書面開催した。また、相談支援職員向けの研修会を実施した。 ・高齢者虐待防止連絡会　１回 ・高齢者虐待対応研修　　１回	○	【課題】 地域における高齢者虐待の早期発見、早期対応に向け、普及啓発のほか、保健福祉センター、あんしんケアセンター、警察、民生委員等の地域の関係者・関係機関等のさらなる連携強化が必要である。 【対応策】 連絡会を実施し顔の見える関係づくりを構築する。居宅支援事業者に対しての虐待防止研修および身体拘束廃止研修のあり方を協議する。

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容							R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組 事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪				実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
							指標項目（単位）	（R3）	（R4）	（R5）			
98	Ⅲ	（5）	3	①	高齢者の消費者被害に適切に対応するため、あんしんケアセンター、消費生活センター、成年後見支援センター等の関係機関が連携し、相談支援を行う必要がある。	消費者被害の防止と対応	高齢者や認知症等により判断能力が低下した方の消費者被害を未然に防ぐため、あんしんケアセンター、消費生活センターが連携して、消費者被害防止の啓発を行います。 高齢者等の消費者被害に適切に対応するため、あんしんケアセンター、消費生活センター、成年後見支援センター、高齢福祉関係機関等との連携による相談支援体制を整備します。				消費者被害を未然に防止するため、あんしんケアセンター、消費生活センター等が連携し、被害防止の啓発を行った。また、高齢者等の消費者被害に適切に対応するため、成年後見支援センター、高齢福祉関係機関等も参画し、相談支援体制づくりに取り組んだ。	◎	【課題】 あんしんケアセンター、消費生活センター、成年後見支援センター等の関係機関が連携し消費者被害を未然に防ぐ必要がある。 【対応策】 あんしんケアセンター、消費生活センター、成年後見支援センター等と引き続き連携し、詐欺を未然に防ぐための普及啓発活動を実施する。
99	Ⅲ	（5）	4	①	千葉市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業は、判断能力が低下した高齢者等が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、介護・福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理を行うものであり、地域包括ケアシステム構築の一端を担うことから、契約者数の拡大に努めている。 契約者数の拡大には、更なる制度周知が必要である。	日常生活自立支援等（千葉市社会福祉協議会補助金（日常生活自立支援事業・法人後見事業））	判断能力が不十分であるために適切なサービスの利用が困難な人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、介護・福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理をサポートする社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。 また、社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し、市民との協働により日常生活に支障が生じている方をサポートする法人後見事業を支援します。				引き続き、パンフレットの配布や講習会等を通じて制度の周知を図った。 また、福祉従事者等の支援者に対しても同様に広報活動を通じて制度の理解を深めた。 ●令和5年度の実績（市社協） 【日常生活自立支援事業】 ・利用者数　334人（うち新規78人） 【法人後見事業】 ・受任件数　39件（うち新規　6件）	○	【課題】 利用者数が前年割れとなった要因は、新規契約の減少以上に、死亡等による解約が多く生じた影響が大きいと考えられる。（両事業共通） 指標上は自己評価が「◎」となるが、R4実績よりも減少しているため評価を「○」とした。 【対応策】 高齢者の利用が多い事業の性質上、解約はやむを得ないため、引き続き、制度の周知に努め、新規契約者の拡大に努める。
							日常生活自立支援事業契約者数（人）	298	346	394			
100	Ⅳ	（1）	1	②	特別養護老人ホームは計画的に整備しているものの待機者数は依然として多く、解消されていないことから、介護人材の充足状況も勘案しながら、引き続き計画的に整備を行う必要がある。	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備	依然として多数の待機者がいることから、計画的な整備を継続します。 整備法人の公募に当たっては、これを取り巻く社会経済情勢をふまえ、募集期間、募集定員、事業期間などについて柔軟な手法をとることにより、応募しやすい条件を検討していきます。 ※3年度整備量については前年度選定残20床を含む。				広域型特別養護老人ホーム R5年度整備（R3年度選定）新設2施設（180床） R5年度選定　新設1施設（100床） 増床2施設（28床）	◎	【課題】 令和5年度は選定、施設整備共に概ね予定通り実施できたが、計画通りに着工、竣工できないケースも起きている。 【対応策】 計画通りの着工を目指し、工事着手前に、図面変更等に起因して開発協議等を再度行うようなことが起きないよう、事前の図面協議等において事業者へ指導していく。
							整備量（募集数）（人）	180	240	160			
101	Ⅳ	（1）	2	②	認知症対応型共同生活介護においては、待機者が徐々に減少しているとはいえ解消には至っていないことから、介護人材の充足状況も勘案しながら 引き続き計画的に整備を行う必要がある。	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備	待機者が解消されていないことを踏まえ、認知症高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域バランスを考慮して計画的に整備します。				（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の公募において、認知症対応型共同生活介護事業所を併設することを可能として事業者募集を行ったが、応募がなかった。	×	【課題】 公募に申請する事業者がいない。 【対応策】 ・令和6年度の（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の公募においても、それに併設される認知症対応型共同生活介護事業所の整備を図る。また事業者が応募しやすくなるよう、要件の見直しを行う。 ・引き続き認知症対応型共同生活介護事業所の整備に補助金を活用する。
							整備量（募集数）（人）	27	27	27			
102	Ⅳ	（1）	3	②	介護専用型有料老人ホームにおいては、入居数における市外被保険者数の入居割合が46.2%となっており、市外からの入居者が多くを占めていること、高齢者人口の増加に伴い、今後ますます介護資源の有効活用が重要であることから、整備方針を見直す必要がある。	介護専用型有料老人ホームの整備	空床がある上に市外からの入居者が多くを占めていることから、公募を行う際には、地域密着型に限定するなど、ニーズの動向をふまえて実施します。				地域密着型特定施設として公募を行い、１事業所の応募があったものの、事業用地の確保ができないなど事業計画を立てることができず、辞退となり、選定に至らなかった。	×	【課題】 例年応募はあるものの、本申請には至っていない。 【対応策】 本申請に至っていない理由は事業者による土地の確保ができないことが理由のため、対応は困難ではあるが、引き続き公募手法の検討を行っていく。
							整備量（募集数）（人）	80	160	80			
103	Ⅳ	（2）	1	②	地域包括ケアシステムの重要な要素である在宅生活者向けサービスは、今後もニーズが増加することから、そのサービス提供体制を整備する必要がある。 今後は、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び中・重度者や認知症の人の増加、少子化を背景とした働きながら要介護者等を在宅で介護する家族の負担が大きくなること等をふまえ、住み慣れた地域で安定した暮らしを続けるためには、在宅支援サービスがそれぞれの地域で提供されるよう地域バランスを考慮した整備がより一層求められている。	地域密着型サービス事業所の整備	地域包括ケアシステムを構築する上で重要なサービスの一つとして地域密着型サービス事業所の計画的な整備を行います。 ①小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む) 全ての日常生活圏域に1か所以上、早期に整備されることを目指します。 ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護 各区に複数の事業所が早期に整備されることを目指します。				・（看護）小規模多機能型居宅介護は、整備空白圏域を対象とした公募を行い、建設費及び開設準備経費を助成し整備を進める計画だったが、応募がなかった。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、整備空白区を対象とした公募を行い建設費及び開設準備経費を助成し整備を進める計画で、事業者の選定まで行ったが、事業者が辞退した。	×	【課題】 ・（看護）小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護ともに計画どおり整備が進んでいない。 【対応策】 ・令和6年度の公募において、事業者が応募しやすくなるよう要件の見直しを行う。
							①　整備量（募集数）（か所）	1	1	1			
							②　整備量（募集数）（か所）	1	1	1			
104	Ⅳ	（3）	1	②	養護・軽費老人ホームは、家庭の事情や経済的理由などにより居宅において生活することが困難な方の入所先であり、欠かせない施設である一方、施設の大半が建設から20年以上経過しており、老朽化が進んでいる。建物の保全により、長期に利用できるようにするため、引き続き、修繕に対しての支援を行う必要がある。	養護・軽費老人ホーム大規模修繕助成	建設より20年以上経過し、老朽化の進んでいる施設に対して、大規模修繕に係る経費を助成することにより、施設の機能維持を図ります。				建設から20年以上経過している施設に対し、修繕費用の一部の補助を行うことで施設の機能維持を図る。 選定：軽費老人ホーム１施設	○	【課題】 養護・軽費老人ホームは、家庭の事情や経済的理由などにより居宅において生活することが困難な方の入所先であり、欠かせない施設である一方、施設の大半が建設から20年以上経過しており、老朽化が進んでいる。建物の保全により、長期に利用できるようにするため、引き続き、修繕に対しての支援を行う必要がある。 【対応策】 引き続き大規模修繕に係る経費を助成することにより、施設の機能維持を図る。なお、令和5年度の決算が0となっているのは年度中に工事が完了しなかったためであり、今後は年度内に事業が完了するよう事業者に指導していく。（当該工事は令和6年4月に事業完了済。）

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容						R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組 事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪			実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
							指標項目（単位）	（R3）	（R4）	（R5）		
105	Ⅳ	（3）	2	②	サービス付き高齢者向け住宅の登録数（令和2年度末）は59件、2363戸となっており増加傾向にあるため、管理・運営のさらなる適正化に向け、立入検査や定期報告を実施している。	サービス付き高齢者向け住宅の適切な管理・運営	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図るとともに、適切な管理・運営が行われるよう、登録審査や立入検査、定期報告を実施します。				・新規登録、5年ごとの更新登録、変更登録を随時実施。更新が必要な物件については3か月前に更新案内通知を送付。 ・毎年10月に定期報告書の提出を求め登録内容等の確認を実施。 ・5年に1回建物等のハード面および運営状況等のソフト面について現地確認を実施。 ・立入検査件数：17件 ・サービス付き高齢者向け住宅の登録数：60件、2442戸 ・高齢者向け住宅数：（9927人、戸） ・65歳以上の人口に対する高齢者向け住宅の割合：3.85%	◎	【課題】 コロナの影響で先送りになっていた立ち入り検査を17件実施した。過年度未実施分11件について、令和6年度に実施する必要がある。 【対応策】 令和6年度には過年度未実施分11件と令和6年度実施予定分4件の立ち入り検査を行う予定。 5年ごとの更新登録に漏れがないよう、更新が必要な物件については3か月前に更新案内を送付する。
							立入検査件数（件）	15	7	7		
							65 歳以上の人口に対する高齢者向け住宅の割合（%）	増加（H28年度末3.5%、R7年度末目標値4.0%）				
106	Ⅳ	（3）	3	②	高齢者が増加する中で、住み慣れた家で、安心して安全に生活ができるよう、浴室などの改修に要する費用の助成を実施する必要がある。	高齢者住宅改修費支援サービス	要介護（要支援）認定高齢者のいる世帯に対し、居宅での日常生活が容易になるよう、浴室などの改修に要する費用を助成します。				千葉市住宅供給公社と連携し、本人の身体状況に適した住宅改修に対して助成を行った。 （R5年度） 助成件数：82件	○	【課題】 一部の特定業者が、市の助成制度をかたり強引な勧誘を行うなど、悪質な勧誘を行っているケースがある。 なお、助成件数について評価指標上は 「◎」となるが、R4年度実績を下回るため、「○」とした。 【対応策】 同じく住宅改修費の助成事業を実施する介護保険管理課や障害者自立支援課と連携し、悪質な勧誘を行っているケースについて、定期的に注意喚起を行う。
107	Ⅳ	（3）	4	①	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録戸数は、計4283戸となっている。そのうち助成対象となる専用住宅は8戸である。また、助成対象である民間賃貸住宅入居支援制度における登録戸数は210戸である。 登録戸数が増加するように、不動産関係団体等と連携し、不動産オーナーに対して登録の働きかけを行う必要がある。	住宅確保要配慮者への円滑入居支援	高齢者等の住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃債務保証料を助成します。				居住支援協議会の相談窓口において、不動産関係団体等との連携に加えて、家主からの相談対応や、登録の働きかけを行い、登録促進につなげることで、住宅確保要配慮者の受け皿となる物件情報を増やし、助成件数の増加を図った。 （助成件数） R5:6件	△	【課題】 住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、低所得者等）の入居支援の前提として、更なる受け皿となる登録戸数を増やす必要がある。 家主への支援や不動産関係団体との連携が必要となる。 【対応策】 家主等からの相談対応や情報提供を行うことで、住宅確保要配慮者の受け皿となる物件情報を増やし、助成件数の増加を図る。
							助成件数（件）	11	11	11		
108	Ⅳ	（3）	5	①	市内へ引越しを考えられている高齢者世帯等の方々へ市営住宅、民間賃貸住宅等を中心とした住宅関連情報のほか空き家の活用等に関する相談を行っており、近年多く寄せられるものとして単身高齢者や低額所得者等の住まい探しに向けた相談があり、支援制度等の普及等の円滑化に努める必要がある。	住宅情報の提供の充実	千葉市住宅関連情報提供コーナー（すまいのコンシェルジュ）において、市民が住宅の取得やリフォーム、賃貸借契約時等に適正な判断を行えるよう、的確な情報を提供するとともに、市内への引越しを検討している高齢者世帯などに対して、より身近な地域の住環境の情報提供を行います。				・すまいに関する情報提供などの相談業務を行った。 ・空家の制度など一般的な相談に対する対応や、所有する空家や相続など専門的な相談の専門家団体へのつなぎを行った。 ・住宅確保要配慮者に対する情報提供等を行った。 （住宅確保要配慮者への斡旋件数 19件）	○	【課題】 住宅確保要配慮者の入居に対し、家主等の一定割合は拒否感を有しており、その不安を解消する居住支援サービス（見守りや生活支援、死亡時の残存家財処理）の周知の必要がある。 【対応策】 住宅確保要配慮者への対応として、令和5年10月より開設した「すまいサポートちば」と連携し、民間賃貸住宅への入居支援を行うとともに、家主、不動産事業者に対し、居住支援法人のサービス等の情報提供を行うことで、受け皿となる民間賃貸住宅の充実を図る。
							斡旋件数（件）	23	26	30		
109	Ⅳ	（3）	6	①	高齢者の住宅内での事故を防ぎ、高齢者の安全な暮らしや利便性に配慮した住まいを提供することが求められている。	高齢者用公共賃貸住宅（シルバーハウジング）の提供	高齢者が安心して快適な生活ができるよう安全性や利便性に配慮した設備を設置し、生活援助員を配置した住宅を市営仁戸名町団地で提供します。				市営住宅仁戸名町団地で30戸を提供し、生活援助員を派遣する。 提供戸数（戸）：30戸	◎	【課題】 自立して生活できる程度の身体状況の入居者が、今後、身体状況が低下し、自立して生活できなくなるおそれがある。 【対応策】 自立した生活が難しいことが見込まれる場合には、市住宅供給公社や住宅整備課と連携し、適切な対応を行っていく。
							提供戸数（戸）	30	30	30		
110	Ⅳ	（3）	7	①	高齢化の進展により、独居高齢者や親族と疎遠の高齢者が増加することが見込まれる。高齢者が安定して住居を確保できるよう、支援策を検討する必要がある。 【住宅政策課】 住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、低額所得者等）の入居先が見つかりにくいという課題があり、円滑な入居支援が行えるよう住宅部局と福祉部局また関係外部団体が連携して支援策の検討等を行うため、協議会を開催している。	居住支援協議会	市の住宅部局や福祉部局、不動産関係団体等が連携する居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に対する支援施策を検討し、居住の安定確保を図ります。				・総会（2回）及び部会（3回）を開催し、住宅確保要配慮者の円滑な入居支援に係る協議を行った。 ・R5年10月から住宅確保要配慮者の入居に関する専用窓口「すまいサポートちば」を開設した。 ・居住支援セミナー開催やガイドブックの作成により、家主や不動産業者に居住支援に係る情報提供を行った。	◎	【課題】 「すまいサポートちば」への相談者は複合的な課題を有していることが多く、居住探し以前に他の課題解決の必要がある。 【対応策】 総会及び部会の協議により、会員間で居住支援に関する課題や、関連する取組みの情報共有を行う。また、住宅確保要配慮者の複合的な課題解決のため、他相談窓口との連携を強化する。
111	Ⅴ	（1）	1	②	介護保険の住宅改修は、被保険者の身体状況や住宅状況などを考慮し、適正で効果的な改修を行わなければならない。被保険者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修の防止を図る必要がある。	介護保険給付の適正化（住宅改修実地調査）	給付の適正化を図るため、住宅改修費受領委任払取扱事業者への研修会、施工前後の現地確認、施工事業者への指導及び育成などを行い、業務に必要な情報の周知や不適切事例に対する指導を行っていきます。 情報提供を行う際には、ホームページへの掲載、メールでの送付に加え、動画による配信など効果的、効率的な手法を検討、実施していきます。				対面方式の説明会兼研修会を新規登録事業所向けに2回、更新事業所向けに1回開催した。ホームページへの研修資料の掲載など情報を周知した。 施行前後の現地確認は130件実施し、施工事業者への指導を行った。	◎	【課題】 新型コロナウイルス感染症の取扱いの変更に伴い研修会の開催方法を検討する必要がある。 【対応策】 従前からの対面での研修実施方法と新型コロナウイルス感染症拡大防止対応以後の書面やZoomなどを活用した研修実施方法を比較しながら、効率的で効果的な研修実施方法や情報提供方法を引き続き検討する。
							説明会兼研修会の開催回数（回）	2	2	2		

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容					R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪		実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
							指標項目（単位）	（R3）　（R4）　（R5）			
112	Ⅴ	（1）	2	②	【監査指導室】 事業所が年々増加する中で、限られた人員による効率的で実効性のある指導の実施が課題となっており、根拠法令や留意事項等の室共有を図りOJTを充実することで、知識の共有化、指導の標準化を図っています。 また、新型コロナウイルス感染拡大防止と実地指導による適正化の両立も課題です。 【介護保険事業課】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、実地による対面指導が計画通りに進まないことが考えられます。感染状況やワクチン接種状況を踏まえ、実地指導による効果的な指導を実施していきます。	介護保険給付の適正化（事業所）	給付の適正化を図るため、引き続き事業者実地指導、介護保険事業者集団指導などを行い、業務に必要な情報の周知や違反事例に対する指導を行っていきます。 情報提供を行う際には、ホームページへの掲載、メールでの送付に加え、動画による配信など効果的、効率的な手法を検討、実施していきます。 居宅介護支援事業所に対しては、実地指導の際に、ケアプラン点検を実施します。 集団指導の開催回数（回）　1　1　1 ケアプラン点検の実施件数（件）　65　65　65 実地指導数（居宅サービス系）（件）　250　250　250 実地指導数（施設・入所系）（件）　75　75　75	【監査指導室】 令和４年度まで運営指導の延期・中止が続いた対象事業者（施設・入所系）を優先し、１４３件の運営指導を実施し、適正なサービス確保を図りました。 【介護保険事業課】 集団指導については、書面開催(HP公開)において一部資料について音声配信の取組みを実施し、事業運営等に必要な情報を提供した。その他、日頃よりホームページ・電子メール等の方法により、事業者への情報提供を適宜実施した。 実地指導については、事業所における感染対策に配慮しつつ、71件実施した。 ケアプランの点検については、一定回数を超える訪問介護サービスを位置付けたケアプランの届出に基づくものを含めて53件実施し、必要な助言を行った。	△	【課題】 新型コロナウイルス感染症の影響がなくなったわけではなく、予定施設における感染者の発生により運営指導を延期し、日程を再調整せざるを得ない状況が現在も続いている。 【対応策】 【監査指導室】 引き続き法人・施設等における感染対策に配慮しつつ、必要に応じ、マスクの着用、十分な対人距離の確保、最少人数での実施等の対応を図った上で行う。 【介護保険事業課】 集団指導)及びホームページ・電子メール等の方法により、事業者に対して事業運営等に必要な情報提供を実施していく。 運営指導に関して、令和6年度においても引き続き順次実施し適正な事業運営とサービスの質の向上を図っていく。 ケアプランの点検について、一定回数を超える訪問介護サービスを位置付けたケアプランの届出に基づくものを含めて引き続き実施し必要な助言を行っていく。
113	Ⅴ	（2）	1	②	高齢化が進み要介護認定申請が増加しているため、要介護認定審査会の負担も増えており、審査会委員のなり手も不足している。また、委員は医療・福祉の従事者であり、昨今の新型コロナウイルス感染症対策をより強化する必要がある。 審査会業務の負担を減らしつつ、感染症・災害等においても安定した審査会の開催が重要である。	介護認定審査会のオンライン化の推進	現在、26ある合議体のうち、１合議体については、設置当初からオンライン方式で開催していますが、昨今の新型コロナウイルス感染症対策の観点から、委員からの要望を踏まえ、令和2年度中に計10合議体がオンライン方式での開催となる見込みです。 オンライン方式は、災害時等においても、より安定した審査が可能となることから、令和3年度以降も、引き続き拡大に向けた検討を進めます。	オンライン方式の拡大について、引き続き検討を進めた。	◎	【課題】 オンライン方式と集合方式それぞれの長所・短所に留意が必要となる。 【対応策】 適切な形式で開催するため、長所・短所に留意して慎重に検討を進める必要がある。
114	Ⅴ	（2）	2	②	千葉市全体の要介護認定に要する日数は、急激な高齢化の影響を受け多くの案件が介護保険法で定める30日を超えている状況となっている。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度には要介護認定者数が57,000人と見込まれているが、保険者直営の調査員を大幅増員しての対応は難しい状況となっている。	介護認定調査へのタブレット型PCの活用	平成29（2017）年度より、訪問調査時の現場記録及び特記事項の入力にタブレット型PCを導入し、作業の効率化を進めています。引き続き、調査員から上がってくる改善提案等を活かし、より効率的に調査を進められる体制づくりを進めます。	訪問調査用タブレット及びシステムを刷新し、新規システムを供用開始した。	◎	【課題】 新規システムは供用開始直後であり、効率的な運用方法等について、十分に整理しきれていない部分がある。 【対応策】 訪問調査システムの効率的な運用を検討し、引き続き効率的な調査体制づくりを進める。
115	Ⅴ	（2）	3	②	要介護認定調査は全国一律の方法で正確に実施すべきであるが、介護施設等に認定調査を依頼した場合、規定に沿っていない調査結果が届く場合がある。	公正かつ的確な要介護認定の促進	認定調査が正確に行われるよう引き続き調査員の研修（年１回）を実施するとともに、審査会委員の研修（２年に１回）や「審査部会長会議（法改正時・不定期）」の開催により、各部会の審査判定の平準化を図ります。 研修開催回数（回）　1　2　1	認定調査員研修を年５回（新規研修4回、現任研修１回）実施し、有資格者を増やすとともに、調査員の質向上にも取り組んだ。 また、認定審査会委員部会長会議を開催した。	◎	【課題】 認定調査員の増と質の向上が課題となっている。 【対応策】 引き続き、新規研修、現任研修を強化していく。 また、審査判定の平準化のため、引き続き、認定審査会委員部会長会議等を開催する。
116	Ⅴ	（3）	1	②	介護サービス利用者の増加及び高齢化に伴い、介護ニーズの複雑化・多様化が見込まれる。これに対応するため、より質の高い介護サービスの提供体制を構築する必要があり、これを支える人材として、高度な知識・技術を有する介護の実践者、介護技術の指導者、介護現場の管理者等の役割を担うリーダー（介護福祉士）が必要である。	介護福祉士実務者研修受講者支援	より質の高い介護サービスの提供体制を支える人材として、介護福祉士実務者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、受講に要した費用を助成します。 助成人数（ 人）　50　50　50	より質の高い介護サービスの提供体制を支える人材として、介護福祉士実務者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、受講に要した費用を助成した。 助成人数86人	◎	【課題】 申請数は想定を上回る結果となった。 【対応策】 引き続き制度の周知に努め、積極的な活用を促していく。
117	Ⅴ	（3）	2	②	介護人材は全国的に不足しており、その確保は喫緊の課題であるが、生産年齢人口の減少により外国人介護人材の活用が重要となっている。住まいの確保を促進し、介護人材の確保につなげる。	介護職員の定着に向けた取組み	県の基金を活用し、外国人職員を含む介護職員の働きやすさ向上を目的とした宿舎を整備する際の費用を助成します。	前年度に事業量調査を実施し、１施設から活用希望があった。対象者は、施設敷地内にある厨房棟の機能を移転し、当該建物を改修することで、宿舎とする予定であったが、資金計画の変更等により、厨房機能の移転が困難となり、辞退となった。	×	【課題】 令和5年度は、辞退により、実績0となった。 【対応策】 引き続き、希望者に対して費用助成を行う。
118	Ⅴ	（3）	3	②	介護人材は全国的に不足しており、その確保は喫緊の課題である。 市内介護施設等を対象とした有識者等による講演を通じて、介護ロボット導入による介業務の負担軽減や労働環境の改善に関する有用性を広く周知し、また、導入費用を助成することで、介護ロボットの普及促進を図り、介護人材の確保につなげる。	介護ロボット・ICTの普及促進	介護従事者の負担軽減につながる介護ロボットの有用性を広く周知するため、介護ロボットセミナー（導入事例、効果に関する講演会や機器の展示会など）を開催します。 また新たに、業務効率向上のため、介護施設等の大規模改修に併せて行う介護ロボット・ICT導入の費用を助成します。 介護ロボットセミナーの開催回数（回）　1　1　1	介護従事者の負担軽減につながる介護ロボットの有用性を広く周知するため、介護ロボットセミナー（導入事例、効果に関する講演会や機器の展示会など）を開催した。 また新たに、業務効率向上のため、介護施設等の大規模改修に併せて行う介護ロボット・ICT導入の費用を助成した。 費用助成（７施設） （うち４施設は次年度に繰越） 介護ロボットセミナーの開催（1回）	○	【課題】 辞退により、費用助成実績が7施設となった。 【対応策】 引き続きセミナーを開催し、介護ロボット・ICTの有効性等を広く周知するとともに、介護ロボット・ICTの導入費用助成を行い、介護ロボットの普及を進める。

通し番号	取組方針	主要施策番号	項目番号	第８期介護保険事業計画に記載の内容							R5年度（実績）		
				区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名（所管事業名）	目標（事業内容）⓪				実施内容（実績）①	自己評価	課題と対応策②
							指標項目（単位）	（R3）	（R4）	（R5）			
119	Ⅴ	（3）	4	②	介護人材は全国的に不足しており、その確保は喫緊の課題であるが、生産年齢人口の減少により外国人介護人材の活用が重要となっている。 有識者等による外国人介護人材受入制度に関する説明や受入施設による講演等を通じて、外国人の受入れを促すとともに、受入れた外国人介護人材の交流の場を設けることで、外国人介護人材の確保につなげる。	外国人介護人材の活用	外国人介護人材の受入れを促進するため、制度等について解説するセミナーを開催します。 また、外国人介護人材の交流の場を設けるとともに、日本語学習を支援するための教室を開講します。				外国人介護人材の受入れを促進するため、制度等について解説するセミナーを開催した。 また、外国人介護人材の交流の場を設けるとともに、日本語学習を支援するための教室を開講した。 ・外国人介護人材受入セミナーの開催（1回） ・日本語教室の開催（1回）	◎	【課題】 日本語教室について、概ね好評ではあるものの、参加者数がやや伸び悩んでいる。 【対応策】 日本語教室について、参加者へのアンケート結果等をもとに、よりよい周知方法や実施内容を検討し、参加者を増やしていく。 外国人介護人材受入セミナーについて、市内事業者に対して概ね制度の周知が図られたものと判断し、令和５年度を以って事業を終了とした。
							セミナー・日本語教室の実施回数（回）	2	2	2			
120	Ⅴ	（3）	5	②	全国的に不足している介護人材について、千葉市においても同様に不足している。 このため、合同就職説明会を実施することにより、介護・福祉の仕事に関心のある社会人や転職者、再就職希望者等の介護業界への新規参入者等を確保する。	介護人材合同就職説明会	介護分野の求職者向けに、ハローワークや関係団体等と連携して合同就職説明会を実施し、事業者とのマッチングを行います。				介護分野の求職者向けに、ハローワークや関係団体等と連携して合同就職説明会を実施し、事業者とのマッチングを行った。 合同就職説明会等の開催（2回）	◎	【課題】 出展希望者数は増加している一方で、参加者数は伸び悩んでいる。 【対応策】 求職者、参加法人へのアンケート結果をもとに、より効果的な周知方法や実施内容を検討するとともに、引き続きハローワークと連携し、年2回の合同就職説明会の開催を行っていく。
							実施回数（回）	2	2	2			
121	Ⅴ	（3）	6	②	介護人材不足は本市においても課題となっている。また、他業種と比べて、入職後、比較的短期間で離職する割合が高いことから、継続的に介護分野に従事してもらうための支援が必要である。	介護職員等交流会	主に入職後3年未満の介護職員を対象に、他の事業所の職員との交流を通じ、仕事のやりがいなどを共有することで、仕事への意欲や誇りを持って継続的に介護分野に従事してもらうための交流会を実施します。				主に入職後3年未満の介護職員を対象に、他の事業所の職員との交流を通じ、仕事のやりがいなどを共有することで、仕事への意欲や誇りを持って継続的に介護分野に従事してもらうための交流会を実施した。 中堅職員向けキャリアアップ研修の開催（2回）	◎	【課題】 内容については概ね好評であったが、「施設系職員」と「訪問系職員」に分けて募集したところ、訪問系職員の参加者数がやや伸び悩んだ。 【対応策】 参加者の分け方や周知方法等について検討の上、実施することとする。
							実施回数（回）	1	1	1			
122	Ⅴ	（3）	7	②	全国的に不足している介護人材について、千葉市においても同様に不足している。 多様な人材の参入を促進するため、介護未経験者向けの研修及び介護事業所等への就労支援により、介護分野への参入の機会を設ける必要がある。	介護に関する入門的研修	介護分野に関心を持つ未経験の方向けに、基本的な知識・スキルを身につけるための研修を実施します。				介護分野に関心を持つ未経験の方向けに、基本的な知識・スキルを身につけるための研修を実施した。 入門的研修の開催（2回）	◎	【課題】 2回開催で45人程の受講があり、ほとんどの受講者から満足したと回答があった。 【対応策】 事業としてのニーズは高いと思われることから、引き続き本制度の周知を図っていく。
							実施回数（回）	1	1	1			
123	Ⅴ	（3）	8	②	介護人材不足は本市においても課題となっている。また、介護の仕事は多岐にわたるため、介護分野への入職者のスキルアップ及び長期的な定着につながる支援が必要である。	介護職員初任者研修受講者支援	介護職員初任者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、受講に要した費用を助成します。				介護職員初任者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、受講に要した費用を助成した。 助成人数67人	◎	【課題】 申請数は想定を上回る結果となった。 【対応策】 引き続き制度の周知に努め、積極的な活用を促していく。
							助成人数（人）	50	50	50			
124	Ⅴ	（3）	9	②	事業者を対象としたアンケート調査では、市に対して望むこととして「介護人材確保に関する支援」との回答が多数を占め、事業所の人員不足感が強いことがわかった。また、労働条件や環境の過酷さから、職業選択において敬遠されており、介護人材の確保がますます困難となっています。	生活援助型訪問サービス従事者研修	生活援助型訪問サービスの従事者を養成する研修を行うとともに、書面等にて研修修了者と事業者のマッチングを行います。				コロナの影響を考慮しつつ研修会を開催のうえ、研修終了者へ求人情報資料を提供することで、修了者への就業に向けた取組みを行った。 【実績】 2日間の研修を2回実施 ・令和5年6月22日、23日　各18名受講 ・令和5年10月19日、20日　各8名受講	△	【課題】 生活援助型サービスが不足しているとの意見があり、本研修により担い手を増やしていく必要がある。 評価指標上は「○」となるが、R4実績を下回るため「△」とした。 【対応策】 引き続き年2回の研修会を開催し、研修修了者へ求人情報資料を提供することで、修了者への就業に向けた取組みを行う。
							研修参加者数（人）	40	40	40			
125	Ⅴ	（3）	10	②	介護人材は全国的に不足しており、その確保は喫緊の課題であることから、介護人材確保施策は継続的に取り組んでいく必要がある。小・中学校の児童・生徒を対象に、介護の仕事を知ってもらうきっかけづくりとして、高齢者の疑似体験や介護体験を実施する。	小中学生向け介護普及啓発研修	小中学校の児童・生徒を対象に、介護職場の体験研修を通じた介護職への就業意欲を高める取組みを実施します。				こどもや若者の社会参画に取り組む部署と、具体的な事業の検討を行った。	△	【課題】 現在も県が実施しており、当市でも県の事業周知のみ行っている。実施件数は過去3年間で計１１校と低迷している。 【対応策】 今後は、介護の魅力向上パンフレット作成の事業により介護職のやりがいなど、就業意欲を高めていく。
126	Ⅴ	（4）	1	②	介護保険料決定通知書に同封するリーフレットやHPへの案内掲載を通じて、制度未利用者への周知を実施し、継続的な利用が図られているが、保険料未納者における制度利用の促進による収納率向上を目的として、さらなる周知に努める。	低所得者に対する本市独自の保険料減免	介護保険料の第2・3段階については、収入や資産等、一定の基準を満たす方に対し、介護保険料決定通知書に同封するリーフレットを通じて、制度の周知を図り、本市独自の保険料減免を継続します。				引き続き、本市独自の低所得者保険料減免制度を継続し、リーフレットやチラシを中心に、制度の周知を図った。	◎	【課題】 被保険者の中にはインターネット等を閲覧しない方もいるため、紙媒体での周知がより効果的と考えられるが、リーフレットでは該当ページを開かない可能性がある。 【対応策】 より目に留まりやすいチラシや同封文により周知する方法を検討する。
127	Ⅴ	（4）	2	②	社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業に対する事業参加法人は7割に留まっており、より多くの社会福祉法人等に事業参加を申し出していただけるように、制度の周知及び理解をどのように得るかが課題である。また、同法人を利用する軽減対象となり得る未利用者に対しても利用の周知を促す必要がある。	低所得者に対する利用者負担軽減対策	施設などにおける居住費・食費の補足給付や社会福祉法人等利用者負担軽減、災害などの特別な事情による減免など、引き続き、利用者負担軽減対策の制度について、社会福祉法人等に対しては制度の理解及び実施への周知を図るとともに、制度の対象者となり得るサービス利用者に対しても制度の周知を図ります。				引き続き制度未利用者への周知に努めた。	◎	【課題】 本事業への未参加の社会福祉法人が存在する。 【対応策】 引き続き参加の勧奨を行う。また、未利用者への周知方法を検討する。